

第5回美浜区地域福祉計画策定委員会

日 時 平成17年10月22日(土)
10:00~12:00
場 所 美浜区役所3-3会議室

次 第

1 開 会

美浜区策定委員長挨拶

2 議 題

(1) 区地域福祉計画素案について

(2) 基本目標の設定について

(3) 区地域福祉計画推進協議会の役割とあり方、人選等について

(4) プロジェクトの進捗状況について

地域を支えあう「あんしん支え合いネット」の構築(素案16頁)

フリースペースの設置~場所の確保と運営管理体制の検討(33)

障害者・要介護者の避難訓練の実施及び避難場所の体制作り(39)

(5) 今後の区策定委員会の開催について

3 閉 会

美浜区地域福祉計画素案



平成18～22年度

第5回区策定委員会資料

平成17年10月22日

区長メッセージ

区策定委員長メッセージ

目 次

章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 計画の位置づけと計画期間
- 3 美浜区の概況

章 地域福祉の推進方策

- 1 計画の基本目標
- 2 基本目標を実現するための4つの基本方針と取り組みの内容
 - 基本方針1 市民主体による協働のまちづくり
 - 基本方針2 必要な情報が、いつでも得られ相談できるシステムづくり
 - 基本方針3 誰もが暮らしやすい環境づくり
 - 基本方針4 福祉を支える仕組みづくり人づくり

章 計画の推進体制について

- 1 美浜区地域福祉推進協議会の設置
- 2 地域福祉活動計画との連携による地域福祉の推進

章 計画策定への取り組み

- 1 地区フォーラム・区策定委員会の開催
- 2 市民への周知とパブリック・コメントの実施

資料編 美浜区地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果

1 計画策定の背景と目的

地域社会では、かつての家庭や地域が持っていた相互扶助機能が弱体化し、住民相互の社会的なつながりも希薄化しています。

また、少子高齢社会の到来、成長型社会の終焉、近年の経済不況などにより、高齢者、障害者などの生活上の支援を要する人々は一層厳しい状況に置かれています。

青少年や中年層においても、生活不安やストレスが増大し、自殺やホームレス、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなどが新たな社会問題として発生しています。

他方では、近年、ボランティアやNPO法人などの活動も活発化し、社会福祉を通じて新たなコミュニティ形成を図る動きもみられます。

今後は、このような、ますます増大が予測される生活課題を適切に把握し、対応していくためには行政を中心とした福祉サービスの提供体制のみでは困難な面も多くなると考えられます。

そこで、これからは行政と市民が共に手を携えて、生活の拠点である地域に根ざして助け合い、誰もがその人らしく、安心して充実した生活が送れるような、地域社会を基盤とする福祉を築きあげることが重要であると考えられます。

地域福祉計画は、このような地域福祉を推進することを目的とするもので、平成12年6月の社会福祉法の改正により新たに規定された計画(社会福祉法107条)です。

「住民参加の必要性」、「共に生きる社会づくり」、「福祉文化の創造」などを基本的理念として、今後の地域福祉を総合的に推進する上での大きな柱になるものです。

社会福祉法(抄)

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

2 計画の位置づけと計画期間

千葉市では、地域福祉計画の理念・考え方、行政としての地域福祉の基盤整備などを内容とする「千葉市地域福祉計画」と、市民の参加と協働、社会資源（施設、人材）の活用等を通じた身近な生活課題の解決方策を内容とする「区毎の地域福祉計画」を策定します。



美浜区地域福祉計画は、美浜区で暮らす全ての人が家庭や地域の中で、その人らしく自立し、安心して生活できるよう支援していくことを目的として、地域住民・町内自治会・民生委員・児童委員協議会・社会福祉協議会地区部会・ボランティア・NPO・民間事業者・行政等が共に支え合い助け合い、生活上のさまざまな課題を解決するための方策を総合的・計画的に推進するために定めるものです。

このため、本計画は生活に関わる様々な課題について、高齢者、障害者、子どもなどを個別対象別の「従来の縦割り」で捉えるのではなく、地域で暮らす生活者の視点から捉えなおし、地域のつながりの中で解決していくことを目指しています。

また、福祉の課題に限定するのではなく、防災・防犯など生活に密接に関連する課題も含めた計画としました。

計画期間は、平成18年から22年度までの5年間で必要に応じて見直しを行います。

3 美浜区の概況

美浜区は、千葉市の西部に位置し面積21.16キロ平米(千葉市の7.8%)の区です。区域のすべてが埋め立てによる造成地であり、計画的にまちづくりが進められ、他区に比較し都市機能の充実した区となっています。

美浜区は、県外に従業員を持つ就業者の割合が35.6%(平成12年国勢調査)と市内で最も高く、そのうち9割以上は東京への通勤者です。

中央部は高浜、真砂、高洲、幸町等の大規模な住宅団地が建ち並び、千葉市内だけでなく東京都心への通勤者も多く見られるベッドタウンとなっています。

このほか中央部には、区役所・郵便局・消防署などの行政サービス施設、東京歯科大学とその付属病院、中央卸売市場などが立地しています。

北西部の「幕張新都心」には、コンベンション機能を持つ「幕張メッセ」を中心として外資系企業、国際企業が集中した高層ビルやホテル群が林立し、ビジネスゾーンを形成する一方、住宅地区「幕張ベイタウン」の整備が進められています。

また、幕張新都心には、人工海浜を備えた幕張海浜公園、本格的日本庭園の「見浜園」や千葉マリスタジアムといった施設も数多くあり、レクリエーションの場所としても親しまれています。

南東部の新港地区は、千葉港の港湾施設を伴う工業地帯となっています。

食品工業コンビナートを中心に自動車関連の事業所・石油貯蔵施設等が集中し、京葉工業地帯の一翼を担っています。

美浜区の水際線には、人工海浜幕張の浜、検見川の浜、いなげの浜がつながり、ボードセーリング・ヨットなどで市民に親しまれています。

稲毛海浜公園には、レジャープール・サッカー場などのスポーツ施設が整備され、市民の憩いの場となっています。



美浜区の人口は、平成17年10月1日現在で、145,931人、59,849世帯で、幕張新都心(計画人口2万6千人)への入居が進む2010年までは、比較的高い人口増加が続き、その後、2010~20年には、15万1千人程度でピークを示し、以後、自然減によって減少傾向を示すものと考えられます。

65才以上の高齢単身世帯は、2,085世帯(平成12年国勢調査)全世帯の4.0%で、平成7年の2.3%から大幅な伸びとなっています。

外国人登録者数は、平成17年7月1日現在で4,435人(対美浜区人口3.1%)国籍別には中国人が3,244人と多く、町丁別では、高浜1丁目の外国人比率が12.0%と最も高くなっています。

美浜区の高齢化率(65歳以上)は12.6%(平成17年10月1日現在)で、全

市 16.0% に比べ低い値になっています。

町丁別に高齢化率を見ると、14%以上の地区と7%未満とその間の3グループに分けることができます。

14%以上の地区は概ね昭和40年代後半に戸建の分譲が行われた地区で、7%未満の地区は現在マンション造成が行われている地区になります。

高齢化率は、磯辺1丁目が区内で最も高く22.0%、新港が2.6%と最も低くなっています。

14歳以下の年少人口は、打瀬3丁目が28.5%と最も高く、磯辺8丁目は4.4%と最も低くなっています。

平均年齢は、千葉市は40.9歳、美浜区は39.7歳、最も高い磯辺8丁目は47.7歳、最も低い打瀬3丁目は29.9歳になっています。

段階的に開発が行われ、そこには同世代の世帯が転入したため、地域毎に特定年齢に偏る人口構成となっています。

1 計画の基本目標

案1 「みんなが主役！みんなで豊かなまちづくり」

高齢者や障害者と分けるのではなく、高齢者も障害をもつ人も、子育て中のパパ、ママも、子どもたちも、すべての人が隔てられることなく、美浜区の大切な住民である。さまざまな個性や価値観をもつ人がいるからこそ、真の意味で豊かな街となれるのではないだろうか。地域のみんなが主役になれる街、多様な価値観を排除するのではなく一つ一つに向き合ってこそ「豊かなまち」であると考えから。そしてこれからは「みんなでまちをつくる」ことの大切さを地域福祉計画策定に向けての話し合いの中で多くの人と共有できた思いであるため、基本目標としたいと考えます。

案2 「だれもが安心して住み続けられる美浜のまちに」

障がい者が安心して住めるまちは、誰もが安心して住み続けられるまち。そこは人間の尊厳が守られるまちです。

案3 「こころのキャッチボールができるまち美浜」

地域に暮らす住民が共通認識を深め、お互いの気持ちを受け止めることが、地域福祉を進めるため、第一に必要となります。

案4 「助けあい支えあう福祉のまちの実現」

美浜区は全域埋立地で歴史も浅く、伝統的なお祭りや文化も未成熟です。

東京都心への通勤者も多く、価値観のばらつきが目立ち、相互の結びつきが弱い地区です。30～40年前一気に入居が始まり、今や高齢化、核家族化の波に揺れています。このため福祉の基本である助けあい支えあう気持ちを醸成するまちづくりを基本目標に上げたいと思います。

2 基本目標を実現するための基本方針と施策の方向性

基本目標を実現するために4つの基本方針と15の施策の方向性を決めました。

基本方針1 市民主体による協働のまちづくり

- (1) 町内自治会・社協地区部会・NPO等による地域住民の生活支援
- (2) 安心、見守り体制の構築
- (3) 地域の世話役づくり
- (4) 市民に身近な公的支援

基本方針2 必要な情報が、いつでも得られ相談できるシステムづくり

- (5) 情報発信の強化
- (6) 身近な相談者の確保
- (7) 相談窓口の機能強化

基本方針3 誰もが暮らしやすい環境づくり

- (8) 地域での定住、在宅での安心した暮らしの確保
- (9) 居場所、交流の場づくり
- (10) 交通手段の充実

基本方針4 福祉を支える仕組みづくり人づくり

- (11) 社会福祉協議会の機能強化
- (12) 災害時における要援護者の避難支援
- (13) 「福祉意識の醸成」・「人権意識の確立」
- (14) ボランティアセンターの機能強化
- (15) 総合的な福祉施策の推進

(注)

次頁移行の「今後の取組」については、現在、策定が進められている「第2次5か年計画」の検討状況により内容を変更する場合があります。

| |
|------------------------|
| 基本方針 1 市民主体による協働のまちづくり |
|------------------------|

地域福祉を進めるうえでは、地域で実際に生活している市民自身が身近な問題に気づき、解決に向けて主体的に取り組んでいくことが最も大切な出発点となります。

市民が身近な問題を積極的に発信し、地域で福祉活動を実践している町内自治会、社協地区部会、民生委員・児童委員協議会、ボランティア、NPOや行政などが共に、どうすればその問題を解決できるのかを一緒になって考えて行動すること、また、そのプロセスを共有することが重要です。

特に、地域で暮らす人々が、高齢者や子どもや障害者を見守る体制をつくることは、日常生活の中での近隣のつきあいや支え合いの大切さを見直し、地域のつながりを再構築するものです。

また、多様で複雑な地域の生活課題を解決していくためには、地域の世話役として地域福祉を推進する地域活動団体の連携強化が必要で、生活課題についての共通の理解を深め、それぞれの持ち味を活かしながら相互に連携して活動していくためのネットワークづくりが重要になります。

行政は、市民から発信された生活課題やその解決策に柔軟に対応し、また、必要な福祉サービスを新たに提供したり、すでにある福祉サービスを利用者である市民の視点から、わかりやすく使い勝手のよいものにしていく必要があります。

| |
|--|
| 施策の方向性 (1) 町内自治会・社協地区部会・NPO等による地域住民の生活支援 |
|--|

【 現状と課題 】

町内自治会

かつて、福祉政策を論ずるとき「揺りかごから墓場まで」と言われてきましたが、地域の中心にある町内自治会活動も子どもから高齢者の問題に至るまで、まさに「揺りかごから墓場まで」と言われても過言ではなからうと思われます。

地域の間関係が疎遠になる一方で、子育てや高齢者、障害者施策の問題等、町内自治会の果たすべき役割は実に大きなものがあります。

町内自治会の活動の中心は、豊かな人間関係の構築に努め、暖かいコミュニティづくり、活力あるまちづくりにあります。

更に、教育・環境・福祉・防犯・防災等あらゆる地域の諸問題を担う組織でなければなりません。

近年、地域の町内自治会への加入の折に「メリット論」が言われます。自治会に入って何のメリットがあるのか、会費を納めるのがもったいない、役員を引き受けて活動するのが億劫だとか、中にはプライバシー、個人情報などで住まいに表札すら出すのを嫌う傾向にあり、美浜区での町内自治会への加入率は全市平均よりも低く、また、年々低下しています。

しかし、「阪神淡路大震災」、「新潟県・中越地震」等の大災害はいつ、どこで起こる

かわからない、更に最近の学校児童を狙った犯罪や「振り込め詐欺」など個人で対応・解決出来ない課題は山積しています。

地域を「安全安心に住み続けられるまち」とするためには、町内自治会を中心として、近隣同士が話し合い、支え合える環境づくりを進めていく必要があります。

町内自治会加入率
(平成16年4月1日現在)

| | 全世帯数 | 町内自治会加入率 |
|------|---------|----------|
| 千葉市 | 365,316 | 75.5% |
| 中央区 | 79,082 | 75.9% |
| 花見川区 | 73,542 | 83.5% |
| 稲毛区 | 61,164 | 79.1% |
| 若葉区 | 57,857 | 73.0% |
| 緑区 | 37,474 | 61.6% |
| 美浜区 | 56,197 | 72.6% |

美浜区の町内自治会加入率の
推移(各年4月1日現在)

| | 全世帯数 | 町内自治会加入率 |
|-------|--------|----------|
| 平成11年 | 50,068 | 83.9% |
| 平成12年 | 52,147 | 81.5% |
| 平成13年 | 52,922 | 81.2% |
| 平成14年 | 54,330 | 76.7% |
| 平成15年 | 55,630 | 73.9% |
| 平成16年 | 56,197 | 72.6% |

社会福祉協議会

千葉市社会福祉協議会(以下、社協)は、昭和27年2月に設立、昭和42年3月に社会福祉法人として法人格を取得しました。

また、社協地区部会は概ね中学校区を単位として地域住民の社会福祉に対する理解と関心を深め、地域の福祉課題により細やかに対応するために組織された、地域住民によって作られた自主組織です。

組織は、町内自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティア、PTA等で構成されています。

現在、美浜区には、幸町1丁目、幸町2丁目、稲毛海岸、高洲高浜、真砂、磯辺、幕張西の7つの地区部会があります。

主な活動は、

- ア 小学校などの公共の施設や個人の自宅を会場に、お茶やお菓子を食べながら語らいの場やレクレーションの機会を提供し、地域交流・仲間づくりを進める「ふれあい・いきいきサロン活動」
- イ 高齢者を対象に食事の配達サービスや、公民館・集会所等での会食会を通じて心のふれあいと温かい食事を提供する「ふれあい食事サービス事業」
- ウ 身近な地域で活動するボランティアの育成を目的とする「ボランティア講座の開催」などがあります。

地区部会の活動資金は、主として市の社協本部からの「運営補助金」と「事業補助金」によって運営されています。地区部会では、地域住民の皆さんから年間一口200円の会費を集め、その70%が次年度の「運営補助金」として市社協本部から交付されます。残りの30%に行政補助金、企業や一般寄付金を加え「事業補助金」として活動実績に応じ地区部会に交付されます。

高齢化の進展にともなって、今後、その活動がさらに必要とされますが、活動を支える人材、資金、活動拠点の確保が課題となっています。

真砂地区部会では、各委員会、事務局、広報に分かれて福祉活動を実践しています。

- (1) 高齢者福祉委員会
 - ・ふれあい食事サービス事業（ふれあい食事会、宅配）の開催（共催）
 - ・結婚50年を祝う会の開催
 - ・昼間独居の高齢者と児童との交流会の開催
 - ・地区内の高齢者をめぐる諸問題について、各老人クラブとの交流会を開催
 - ・高齢者見学会の開催（サロンと共催）
- (2) 障害者福祉委員会
 - ・障害者の方々の社会見学日帰りバス旅行の実施
 - ・障害者の方々との「ふれあい交流会」
- (3) 児童母子福祉委員会
 - ・育児サークル（子育て支援）の開催
 - * 毎月第3水曜日 真砂コミュニティセンター3F和室で 年12回開催。
 - ・成人まで子育てした（母子家庭）“お母さんを慰労する”を成人式後に行う。
 - ・青少年育成事業の支援（各中学校区青少年育成委員会の標語看板管理費）
- (4) ボランティア委員会
 - ・ふれあい食事サービス事業（ふれあい食事会、宅配）の開催（共催）
 - ・調理、宅配ボランティアの方々と情報交換を含め、交流会を開催。
 - ・ボランティア団体との交流会（共催）
 - ・中学生のボランティア体験
- (5) 福祉ネットワーク委員会
 - ・ふれあいいいききサロン（4ヶ所）の運営調整
 - * 真砂1丁目団地管理組合集会所（真砂1丁目） 第1土曜日
 - 雇用促進住宅検見川自治会集会所（真砂2丁目） 第4木曜日
 - 真砂第4小学校（真砂3丁目） 第2金曜日
 - 真砂第3小学校（真砂4丁目） 第3火曜日
 - * 8月を除く毎月1回開催。100円会費でどなたでも参加できます。
 - ・ボランティア団体との交流会（共催）
 - ・近隣地区部会との交流会
 - ・講演会

福祉活動の取組事例

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は福祉を必要とする人と行政とのパイプ役として「市民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行なう」ことを目的に活動しています。

以前の活動内容は、経済的に生活に困っている人への助言や指導など生活保護が中心でしたが、現在では、高齢化が進み経済的に不自由でなくても援助を必要とする人が増加し、ひとり暮らしの方や高齢者世帯への安否確認等の訪問により、生活状態を把握し、福祉サービス情報の提供などを行っています。

児童委員としては児童虐待、不登校児への対応など職務の内容も多様化してきております。

担当範囲は、地域が戸建か集合住宅かなどによって違い、一人あたり220から440世帯を受け持っています。

それぞれ「受持区域」の高齢化率、世帯構成、経済状況によって相談件数や内容も大きく違います。

民生委員・児童委員定数は、平成16年12月1日現在、全市で75地区、1,339名、美浜区では10地区、180名で、内主任児童委員定数は全市で150名、美浜区20名です。

課題としては、

ア 日頃の活動の中で実際に援助が必要だと思っても、関与されるのが嫌がる人が多くなっています。

イ 心の病を持った人との対応、児童虐待など複雑な問題には、民生委員だけでは対応できず、保健センター、児童相談所、学校とのネットワークが必要です。

ウ 民生委員の活動が、高齢者以外には地域であまり知られていないため、新たななり手を捜すのが大変です。

民生委員・児童委員の経験や体験を活かし、地域の各団体と情報を交換し合い、地域の実情に合った活動の展開が望まれています。

ボランティア

美浜区の個人ボランティアのボランティアセンターへの登録は3,738人(H17年5月末)、また、代表者が美浜区に在住しているグループは16グループ(757人)で、それぞれの特性を活かした活動をしています。

原則、無報酬であるボランティアを、さらに「有償」「無償」に分ける場合がありますが、区分や考え方は様々で、労働力の提供以外の部分に対して、活動にかかる交通費程度の実費弁償を行う場合や、謝礼的な金銭の支給を行う場合などがあります。

課題としては、ボランティアを希望する人が求めているニーズと依頼者が求めているニーズのマッチングが難しいこと、また、手話、点訳、朗読など専門性を要するボランティアの養成には5年程度の長期の養成期間が必要なことです。

また、ボランティアという言葉が一人歩きして、「ボランティアだから無料」「ボランティアだから自由にやっつけていい」という考えが依頼する側にもボランティア側にも生じる場合があります。

地域の中で誘い合わせてお互いに助け合いができるようなシステムが生まれてく

ることが、望まれています。

NPO

NPOとは、ある特定の社会目的を追求するために営利を目的としない民間の自発的な組織として、継続的に何らかの社会サービスを提供している団体で、千葉市内には189のNPO法人（平成17年9月現在）があり、その中で、美浜区を活動拠点とするNPOは、25法人です。

任意団体であっても充実した活動や事業を行い、事業実績も高い団体もありますが、また、その逆で法人格を持っていても、殆ど活動していない団体もあります。

一般企業と違う点は、剰余金が出た場合に構成員で分配せずに更なる活動資金として活用します。

活動の中心になるスタッフをどう育てるかという人材の育成や、ボランティアに参加を求め、その活動の目的を明確にし、パートナーとしての信頼関係をいかにつくるかが課題となっています。

地区フォーラムでの意見

- ・ 地域福祉の取り組みにおいて、どの部分を行政、どの部分を市民団体が行うのが適切か明確でない。また、行政のボランティアに対する支援が十分でない。
- ・ 障害者等が手軽に利用できる代行サービスがない。

【今後の取組1】コミュニティビジネスによる地域住民の生活支援

コミュニティビジネスは、市民が主体になって地域の困った問題を地域の人材やノウハウ、施設、資金などを活かして、継続的に事業を行うビジネスの手法で解決していくことです。

その効果としては、個人の働きがいや生きがい、地域ニーズに合った社会サービスが提供される、雇用、再雇用の場を地域でつくっていく、生活文化の継承などが期待できます。

高洲ショッピングセンターを拠点とする「NPO法人ちば地域再生リサーチ」は、技能をもったリタイア人材による住宅修理、模様替え、団地に住む高齢者の買い物代行、商品届けなどの高齢者生活支援ビジネスを行っています。

このNPOは、ITを活用したサービスを実践しています。

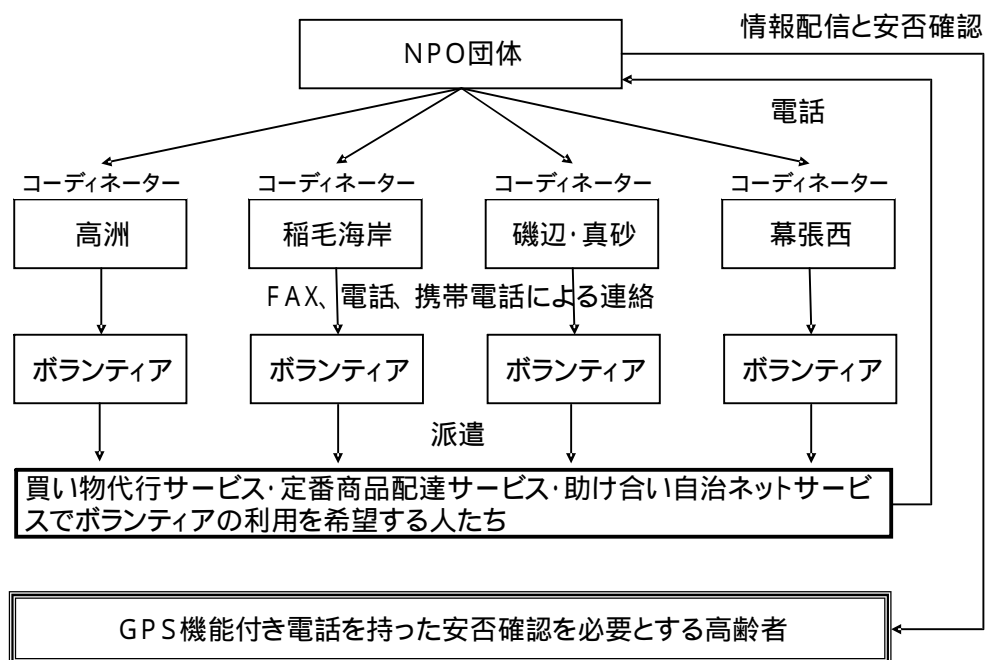
このシステムを利用することで効率的なボランティア派遣が可能になり、GPS機能つき携帯電話システムは、高齢者の安否確認に活用することが可能です。

また、このサービスに加え、新たに無償、有償のボランティアによる「助け合い自

治ネット」を構築することで、各フォーラムで生活課題として取り上げられている高齢者に関わる問題の一端が解消できるものと考えられます。

この計画による市民へのメリットは次のようなものです。

- ア リタイア人材や地域に対する強い貢献意欲を持つ人材でネットワークをつくり、この事業に参加することによって、やりがいや生きがいを発見することができます。
- イ この事業への参加は地域での雇用を生み出します。人材は市政だより、社協地区部会報、その他の地域誌その他、新聞チラシ広告や説明会の開催によって公募し、登録します。町内自治会の協力や、ボランティア団体などとネットワークをつくり、地域のコミュニケーションのうえに成り立った組織作りを図ります。
- ウ 「買い物代行サービス」「定番商品配達サービス」「助け合いサービス」の項目による、対象者とのコミュニケーションの中で結果として安否確認としての効果を得られると考えられます。
- エ ITシステムを利用したGPS機能付き携帯電話で本人の居場所確認が出来る他、安否確認された情報を、希望により遠方に住む息子夫婦などの親族に配信することができます。



【今後の取組 2】小学校区を単位とした「(仮)地域福祉まちづくり会議」の設置
美浜区は転入、転出による市民の入れ替わりが多く、自治会の結成はおろか、市民同士の自主的な活動もままならない地域もあります。

しかし、地域住民のなかには「やる気のある人たち」は大勢おり、活動の「芽」もたくさんあります。

ただ、これまでは「やる気があっても活動の場がなかった」「グループを立ち上げたが他との連携がなかった」「事業を実施したいが支援が受けられなかった」という問題

がありました。

そこで地域住民のふれあいの場であるだけでなく、市民の合意の形成や行政への提言の場として、日常生活圏域である小学校区毎に「(仮称)地域福祉まちづくり会議」の設置を目指します。

施策の方向性(2) 安心、見守り体制の構築

【現状と課題】

行政の福祉サービスや介護保険制度が充実していく一方で、福祉ニーズの多様化により、カバーしきれないニーズが目立つようになっていきます。

そのため、地域で暮らす人が中心になって他人を思いやり、お互いを支え合い、助け合う仕組みをつくる必要があります。

地域で暮らす人々が、高齢者や子どもや障害者を見守っている体制をつくることは、本人にとって安心であるとともに暮らしやすいまちづくりにつながります。

しかし、このようなまちづくりをするには、まず「支援を必要とする人が、どこにいて、どんな手助けを必要としているのか」という情報を把握する必要があります。

それは災害対策でも同じことで、支援を必要とする人が、どこにいて、どのように安否を確認し、どのように避難を支援していくのか考えておく必要があります。

具体的には、民生委員や行政が持つ情報をプライバシー保護のもとで、地域住民が利用できるしくみを協働でつくり、地域住民の助け合い、支え合いを実現していくこととなります。

また、その情報を地域住民が、どこでどのように管理していくのかもこれからの重要な課題となります。

防災にとって最も大切なのは日々の備えとともに市民一人ひとりの心がけです。

そのため防災意識の啓発や自主防災組織の充実、強化を進めていく必要があります。

地区フォーラムでの意見

- ・ 私達が住む団地で独居老人の「孤独死」があり、一週間誰にも気づかれず発見されませんでした。団地の共同住宅は密室性が強く、連絡が閉ざされ、発見が遅れる場合もあります。
- ・ 小学校、幼稚園、保育園での外部侵入者から児童を守るための対策が不十分です。

一人暮らし高齢者の数と割合(平成12年10月1日現在)
(単位:人)

| | 65歳以上 人口 A | 一人暮らし 高齢者 B | 比率 B / A |
|------|------------------|-------------------|-------------|
| 全国 | 22,005,152 | 3,032,140 | 13.8% |
| 千葉市 | 111,959 | 17,386 | 15.5% |
| 中央区 | 27,527 | 5,297 | 19.2% |
| 花見川区 | 22,135 | 3,418 | 15.4% |
| 稲毛区 | 18,907 | 2,926 | 15.5% |
| 若葉区 | 21,247 | 2,594 | 12.2% |
| 緑区 | 10,884 | 1,066 | 9.8% |
| 美浜区 | 11,259 | 2,085 | 18.5% |

(国勢調査)

【今後の取組 3】地域を支え合う「あんしん支え合いネット」の構築

美浜区のアンケート調査結果によると 地域の関わりについて美浜区全体では「ほとんど近所づきあいはない」7.4% 「顔を合わせればあいさつする程度」56.8% で両方合わせると64.2% にもなり地域社会のつながりが、大変希薄化しています。

そのため孤独死、孤立、孤独の問題が発生しており住民同士の支えあいやコミュニティの再構築が求められています。

そこで、誰もが住みなれたまちで、安心して暮らせるまちづくりを目指して地域住民が主体となり行政と協働でつくる「あんしん支え合いネット」の構築を提案します。

あんしん支え合いネットは、拠点に相談員を配置して家庭のよろず相談ごとや緊急事態に対応しようとするものです。

具体的には各家庭に支え合いネットの電話番号が印刷された板状マグネットを配付し、家庭にある冷蔵庫に貼り付けて使います。

突然のトラブルが起きたとき、どこに電話したらよいのか迷うことのないように、板状マグネットを見て電話をするものです。

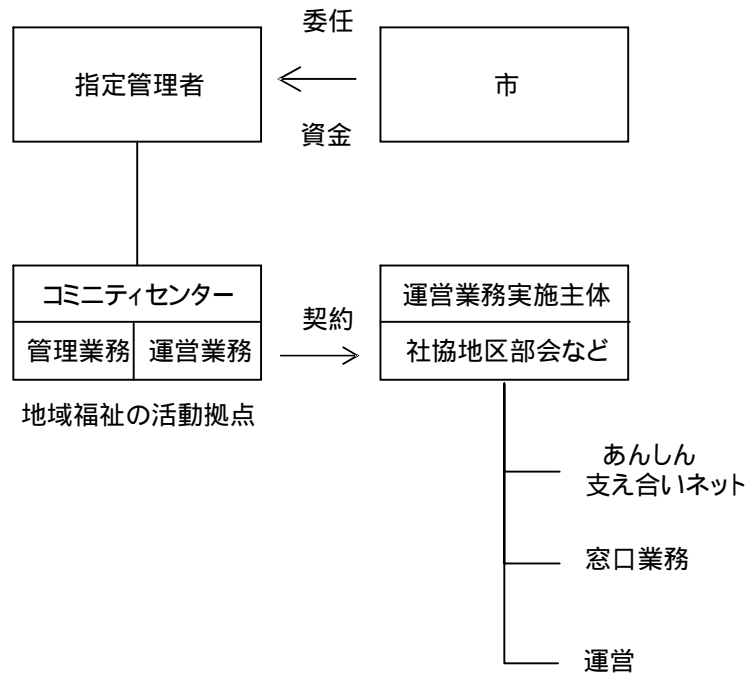
また、板状マグネットの配布は町内自治会連絡協議会(自治会)を通して配布され、高齢者・障害者にかかわらず、すべての家庭に配布して安心して暮らせる地域づくりを目指します。板状マグネットには支え合いネットの電話番号だけでなく担当民生委員の名前を記入したり、避難地図や自分の血液型、知人の連絡先などが記入でき、さまざまな利用の仕方ができるよう考えます。

拠点の相談員には社協地区部会や民生委員協議会等地域のボランティア団体や個人からボランティアを広く募ります。相談員の充実により24時間電話相談体制をつくります。

また、拠点では民生委員・児童委員、社協地区部会の相談窓口を設置し、顔の見える地域福祉を推進します。拠点相談員では難しい事例は行政や各地域の支援団体と連携をとって必要な福祉サービスに結びつけます。

実施主体は、さまざまなボランティア相談員からなる地域住民主体の協働組織となるわけですが、仮に推進実施主体として社協地区部会を考えています。

あんしん支え合いネットの構成図（推進実施主体例：社協地区部会）



病院へ行きたいが一人で病院まで行けそうにないとか、ぎっくり腰で動けない、トイレも行けない。買い物もできないで困っているとか、昼間、子ども一人で留守番をしているけど何かあった時、かけつけて見てくれる人がいないなど、家庭の中でいつ何が起きるか分からないことに緊急対応したり、高齢者の悩みを聞いてあげたりします。

また、隣の家で新聞がたまっているのが心配だ、何かあったのではないかと心配になった時、あまり付き合いのない隣人が、あんしん支え合いネットを利用して匿名通報することができます。人間関係希薄化の中での見守り機能を果たします。

【今後の取組4】学校と地域の連携した防災訓練の実施

大地震の発生を想定して、初期の防災活動をいち早く的確に行えることを目的とした防災訓練が不可欠です。

災害が広範囲に及んだ場合、中学生以上の市民による炊き出しの協力を得て学校、町内自治会の枠を超えて連携した防災訓練実施を目指します。

幸町での学校と地域の連携した避難訓練の実施

幸町 2 丁目地区に指定された「広域避難場所」は幸町第一中学校と幸町第四小学校（旧幸町中央公園跡）の校舎と校庭である。

地区内の推定人口は約 2 万 5 千人、毎年 2 月に消防署の協力を得て開催している防災訓練は「広域避難場所」を想定した訓練を中心に実施、特に昼間時の災害発生時の防災は中学生の活躍が中心となり毎回有志の訓練参加で成果を上げている。

福祉活動の取組事例

【 今後の取組 5 】 災害発生時の対応マニュアルの整備

美浜区が地震による災害を受けた場合、液状化現象による地域の孤立が心配されます。日頃から食料品や水などの備蓄、常備薬の用意など家庭で出来る災害への備えについて積極的に取り組む必要があります。

災害発生時の「その時どうするか」という、とっさに身を守ったり、火災などの二次災害を防ぐためには、避難に際しての注意事項、一次持ち出し品、二次持ち出し品などのリスト、近隣との安全、情報についての確認方法や、地域毎の避難場所リストなどが必要です。

そのため、地域の防災対策として住民の啓発、啓蒙と有事の際の的確な対応を図るため「地域でつくる災害マニュアル」を作成し、すべての住民への周知を目指します。

施策の方向性（ 3 ） 地域の世話役づくり

【 現状と課題 】

地域福祉を担う上で、重要な福祉団体としては、町内自治会連絡協議会、社会福祉協議会地区部会、民生委員・児童委員協議会、老人クラブの 4 団体がありますが、相互の連携がうまくとれていない地域もあります。

町内自治会連絡協議会

マンションで管理組合のみで自治会が結成されていなかったり、公団で自治会がなかったり、又、あっても加入率が低く機能していないところが散見されます。

自治会の結成と全世帯の加入が望まれます。その実現には町内自治会連絡協議会と市の積極的な働きかけが必要と考えます。

又、新しい町内活動（向こう三軒両隣など小地域での相互扶助）を進めるには自治会の存在と取り組む姿勢が必須条件と考えます。

社会福祉協議会地区部会

現在の活動の主体は、高齢者を対象とした行事型の展開となっておりますが、これを日常型の展開に変えてゆく必要があります。「ふれあい食事会」や「いきいきサロン」など未だ実施されていない地区が多いと思います。又、障害者や子育ての分野への取組も十分と言えません。この推進が望まれています。

民生委員・児童委員協議会

高齢社会の進展に伴い、民生委員の不足と負担が増大しています。このため高齢者の現況把握とケアが十分できていない状況が生じつつあります。キメ細かなケアとフォローのため早急に民生委員・児童委員協議会の増員が望まれます。

老人クラブ

老人クラブの設立数は、自治会数の約 1 / 3 の状況です。又、会員数は自治会員数の 1 ~ 2 割と大変低い状況です。

加入拡大のために魅力のある運営や活性化が求められると考えます。

その他、青少年育成委員会、社会体育振興会がありますが、独自の活動が多く、殆ど上記の団体とは連携していない状況です。

又、NPO、ボランティア団体も独自の活動で殆ど連携はみられません。これからの地域福祉計画を進めるにあたってはネットワークと協働が必須と考えられます。

地区フォーラムでの意見

- ・ 隣の人が誰だかも分らない市民が集合住宅では多い。プライバシー立ち入りの原則に誤った理解があるようだ。
- ・ 近所付き合いのない独居高齢者は物事の相談、話し相手がいないので不安である。

【 今後の取組 6 】 地域福祉を推進する地域活動団体の連携強化

地域福祉を推進するために、町内自治会、民生委員・児童委員協議会、コミュニティづくり懇談会、社会体育振興会、コミュニティセンター運営委員会、社協地区部会、青少年育成委員会、コミュニティセンターサークル連絡会などの地域活動団体の連携強化を目指します。

【 今後の取組 7 】 新しい近隣づくり活動

美浜区のように、集合住宅中心の住宅環境では、最も身近な生活を共有できる単位は階段・エレベーター・通路（廊下）等になります。

日常生活の問題、子育てや介護の問題等支え合う近所付き合いを通じて、近隣での

人間関係を豊かなるものにして活力あるまちづくりに努めることが重要です。

また、近隣同志が話し合い、支え合える環境を作り、住んで良かったといえる心暖まるコミュニティづくりが大切です。

団地祭りや旅行等文化・スポーツ行事が参加して楽しく、近隣同士の触れ合いや交流が深まることに努力すること、青少年が高齢者や障害者を支え合い、心身共に健全に育つまちづくりに努めることを、一人ひとりが自覚することを目指します。

| |
|---------------------|
| 施策の方向性（４）市民に身近な公的支援 |
|---------------------|

【 現状と課題 】

美浜区地域福祉計画を行政が責任をもって推進するためには、市民に身近な区役所の権限を強化する必要があります。

また、地域をサポートすべき区役所は、積極的に地域に出て行く必要があります。

地域の実情を現場で把握する力をより強めることや、地域の問題に対して解決のための柔軟ですばやい対応が求められています。

【 今後の取組 8 】 区役所の機能の活用と窓口サービスの向上

土日、夜間における区役所会議室の開放など、区役所機能の活用を進めます。

なお、その際には住民に関わるプライバシーが集積されているなど、区役所という特殊な施設の開放である点に十分な配慮と注意が必要です。

平成19年度からオープンする美浜区保健福祉センターには、地域保健福祉活動への参加を推進するため、社会福祉協議会区事務所、ボランティア活動室などを設置します。

また、保健福祉センターの設置により、複数の行政サービスを1つの窓口で受けられ、手続きが1か所で完了する「ワンストップサービス」の実施等、市民の利便性の向上に努めます。

窓口業務にあっては、適切な待遇の徹底、縦割り主義的な対応の是正、職員の応接の改善を図るため、区役所窓口サービスの市民満足度の向上を目指します。

基本方針2 必要な情報が、いつでも得られ相談できるシステムづくり

福祉サービスを必要としている人は、その必要に応じて適切なサービスを選択することで、課題の解決や軽減を図ることが必要です。

しかし、自分が抱えている課題がどのようなサービスによって充足されるのかわからない場合もあります。

さらに、現状のサービスが必ずしも課題に対応できるわけでもありません。

そこで福祉サービスの提供は、必要な福祉サービスの自覚・発見と現状のサービスを結び付けるプロセスを必要とします。

また、必要なサービスがない場合は、新たなサービスを考え、作り出していかなくてもなりません。

こうした過程は、「情報の提供」「相談」業務の中で行われます。市民の必要とする福祉サービスと向き合いその充足を可能とするために、必要な情報が、いつでも得られ相談できるシステムづくりを進めていきます。

施策の方向性（5）情報発信の強化

【現状と課題】

地域生活を安心して豊かに送るためには、医療や福祉サービスなどの生活に密着した情報の収集が大切になります。地域には高齢者や障害児・者、昼間は地域にいない子育て世代、若者など、様々な人が暮らしています。

そのため情報を発信する際には多くの方が手に入れやすい方法を考えなくてはなりません。

その人の生活事情にあった情報を手に入れやすいように、様々な方法で情報を発信していくことが必要です。

地区フォーラムでの意見

- ・外国の方が増えている。中国残留孤児の方などに対する母国語による説明パンフが不十分である。

【今後の取組9】コンビニ・郵便局等での福祉サービス情報の提供

必要な情報を必要な時に手に入れることができれば、また普段から気軽に情報に触れることができれば、いざというときの不安が軽減できます。

そのためには身近な場所で情報を手に入れることができれば安心です。

コンビニに置かれている求人情報誌のように、誰でも気軽に福祉情報に触れることができるよう、地域での福祉情報誌の作成を目指します。

【今後の取組 10】回覧板の電子データ送付、インターネットでの掲示

現状の紙ベースでの回覧板では、緊急を要する情報の伝達や、過去の情報を再度確認したい場合などに問題があります。

そこで、行政・社協などが発信する回覧板情報を希望者に対してメールで発信したり、過去の情報を含めてホームページ上で検索できるような仕組みの構築を目指します。

【今後の取組 11】市政だよりの対象者別翻訳版の作成

市政だよりに、大量の情報が掲載されていますが、その中から自分に必要な情報を選択することは、視力や判断力の衰えた高齢者、障害児・者にとって難しい場合もあります。

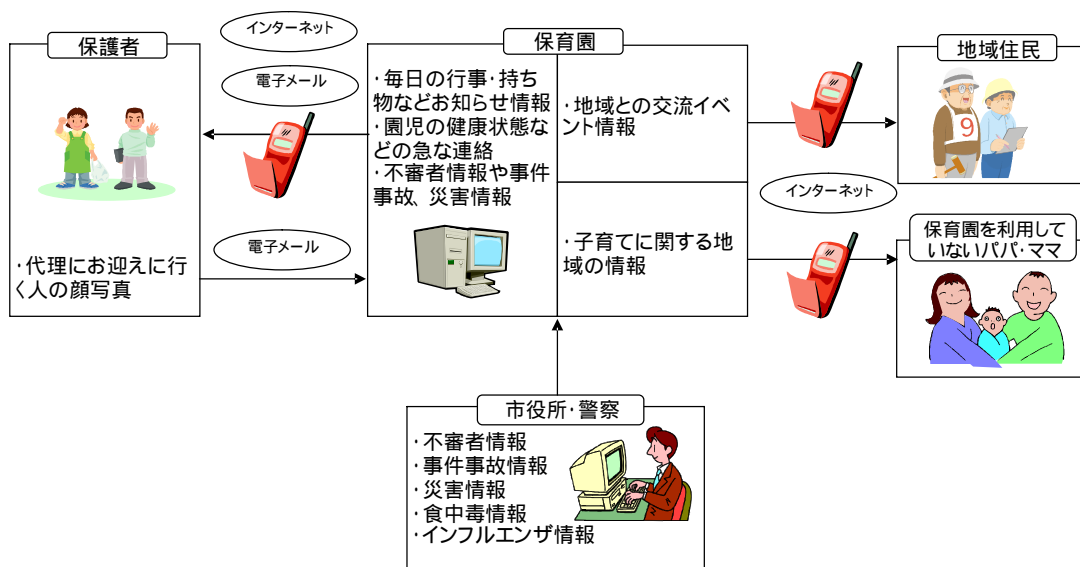
このため、対象者別翻訳版の作成と配布を目指します。

例えば、美浜区の高齢者が必要とする情報を市政だよりの中から選択し、読み易いように文字サイズを拡大し、難しい用語については、簡単な言葉に置き換えたり、注釈を加えた高齢者向け市政だよりをボランティアが作成し地域情報の提供を行います。

【今後の取組 12】福祉サービス情報提供の携帯メール活用

保育園で掲示板や資料配布により提供している犯罪情報やインフルエンザの発生情報などを、携帯サイトや携帯電話のメール機能を利用し、迅速・正確に情報提供サービスに登録された保護者の方等へ提供する事業を民間事業者によりモデル実施します。

チューリップ保育園での事例



施策の方向性(6) 身近な相談者の確保

【現状と課題】

生活していくなかで、「ちょっとした手助け」があればより暮らしやすいということは多々あります。近所付き合いが減り、地域とのつながりが弱くなってきている今日、身近に相談できる人を確保することは以前に比べて難しくなっています。

そうしたなかで、コミュニケーションが困難な人や、地域から孤立してしまう人、家族が増えてきています。

より豊かなコミュニティを創造するためには、「身近な相談者の確保」や「孤立する市民を出さない」ということが大きな課題となります。

また、地域には、身体障害者、知的障害者、その家族の方に、身近な問題について相談、助言、指導するため、全市で62名、美浜区で8名の障害者相談員がいますが、個人情報保護のため、地域在住障害者を把握することが難しい状況です。

地区フォーラムでの意見

- ・身体障害者が増加する中、身体障害者相談員をやっていても地域の障害者名簿を閲覧できない。地域在住障害者の把握はどうしたらよいか？
- ・団地内で障害者委員会を立ち上げてもらっても、責任者もどこに障害を持っている方がいるかわからず(プライバシー重視のあまり)連絡を取れずにいる。

【今後の取組13】 民生委員・児童委員と地域組織との協力体制の充実

生活課題を抱えている人にとって身近な相談者として、民生委員・児童委員の役割はますます大きくなっています。

そこで、市民の生活課題の増大や複雑化にともない、民生委員・児童委員は地域における課題を把握し、地域に課題を提起することで町内自治会等との協力体制をより充実させることを目指します。

【今後の取組14】 支援を必要とする人(要支援者)とのコミュニケーション

地域の中では様々な生活課題を抱えている人や家族がいますが、課題を抱えている人のなかには地域から孤立し、自ら声をあげにくい人も多くいます。

そうした自ら声をあげられない要支援者は、より多くの、また複雑な課題を抱えていることがあります。

また、地域住民が要支援者に対して何らかの支援を行いたいと考えても、どこにどのような人が住んでいるか把握できず、うまく接触することができません。

要支援者を発見し心を開くには近所の住民が挨拶等の声をかけ、ささいな手助けが

ら交流し相談窓口の情報等をそれとなく知らせる事に努めます。

個人のプライバシーを十分に尊重しながら、コミュニケーションを深め地域住民等による日常の支援に結びつけていく必要があります。

施策の方向性（ 7 ）相談窓口の機能強化

【 現状と課題 】

現在、区役所には在宅の高齢者等の福祉や保健に関する総合的な相談に応ずる保健福祉総合相談窓口があります。

また、24時間対応の相談窓口としては、高齢者を対象とする在宅介護支援センターが「みはま苑」「セイワ美浜」の2カ所に特別養護老人ホームと併設してあります。

児童については児童相談所が、障害者については障害者専門相談事業が同様に24時間対応を行っています。

しかし、地域住民の多様な生活ニーズに人員体制等で十分対応できているわけではありません。

また、相談することがあっても「どこに相談していいかわからない」という人も多く、相談を必要とする人と相談機関を適確に結びつける必要があります。

地区フォーラムでの意見

- ・ 支援費制度の使い方が、具体的によくわからない。
- ・ 行政の相談窓口だが相談コーナーも無い、相談に対応する窓口の人の力量にも差がある。
- ・ 自分に不都合を感じた時、民生委員や福祉事務所を訪ねるのは、かなり敷居が高い。

【 今後の取組 15 】 相談履歴の電子化

多くの人から様々な相談が寄せられている相談窓口では、その相談内容と解決方法を電子化し、蓄積することで、窓口対応の迅速化を図ります。

また、相談履歴を蓄積することで、相談者のこれまでの相談内容を把握した上での対応や、相談に対する適切な解決パターンを見つけ今後の相談に生かすことが可能になります。

なお、解決方法を個人が特定できない内容でインターネット等により公開することで、相談者が類似事例を検索し、自分で解決することも可能となります。

【 今後の取組 16 】 相談窓口への補助員配置

総合相談窓口を強化し、相談を解決するまで、きめ細かく支援するシステムを検討します。

補助員は相談員と連携を図り、取り次ぎ先のアポイントおよび案内を行う、相談者の状況調査及び相談内容のデータ入力等の作業を行います。

また、勤労者の利便性を考慮し、総合相談窓口の受付時間延長についても検討します。

【 今後の取組 17 】 地域包括支援センターの設置

高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らすためには、何らかの支援が必要となったとき、本人や家族が気軽に相談できる身近な窓口が必要です。

介護保険制度の改正により、相談窓口機能、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントを主な機能としてもち、地域における総合的なマネジメントを担う中核機関となる地域包括支援センターを新規に設置します。

地域包括支援センターが設置されることで、きめ細やかな相談・マネジメントが期待できます。

基本方針3 誰もが暮らしやすい環境づくり

美浜区は、人工的に造られた埋立地で、歴史も浅いため、地域での共通な文化が育っておらず、「向こう三軒両隣」のような関係や、地域コミュニティの形成が充分でない地域もあります。

しかし、少子・高齢化が進み、介護を必要とする高齢者の増加や核家族化により家族だけでは介護しきれない状況も生まれてきています。

また、障害者においても、ノーマライゼーションの理念に基づき施設から地域へと生活の場が求められています。

こうした状況の中で、誰もが地域で暮らしやすい環境をつくるために、地域に生活しやすい住居があること、そして生活の仕方や価値観、考え方が違う市民がお互いに知り合い、理解しあい、自然に助け合いの気持ちの持てるようなコミュニティをつくる必要があります。

そして、共通の文化をつくりあげていくことは、市民の一人ひとりが愛着と誇りのもてるまちづくりにつながっていくでしょう。

まず、高齢者や障害者のそれぞれの状況に対応した住まい方を考えることが必要です。また、病気や介護が必要になったりしても安心して地域で暮らすことができること、当事者だけでなく、介護する人や一緒に生活する家族にとっても負担にならないこと、そういう体制を整えることも重要です。

障害のあるなしにかかわらず、大人も子どもも自分にとって居心地のよい場所「子どもたちが放課後集まって安心して遊べる場所や高齢者や子育て中の家族が気ままに集い、話ができる場所など」があれば、生活も楽しくなり、地域でいろいろな人との交流や新しい出会いも生まれます。

そういう地域の居場所づくりと同時に、それぞれがいきいきと暮らせるような生きがいづくりの場もあるとさらによいでしょう。

例えば、子どもたちが地域の高齢者に昔のことを聞いたり遊びを習ったり、工作・手芸・パソコンなど年代を問わず自分の特技を教えあったりすることにより楽しみや生きがい、人々のつながりもできてきます。

また、余暇を利用して興味関心のあることを学習し、それを地域活動・人々との交流へ活かしていけるような場もあれば、いきいきとしたコミュニティになるでしょう。

さらに、高齢者や障害者の方の移動手段が確保され、行きたい所に自由に行けるようになれば、自己実現や日常生活の暮らしやすさにつながります。

施策の方向性(8) 地域での定住、在宅での安心した暮らしの確保

【現状と課題】

特に老朽化した幸町などの大規模集合住宅団地を中心に、居住者に占める高齢者の割合が高いなど、世代構成に偏りが見られます。

こうした団地においては、団地内やその周辺地域の活用の低下、コミュニティの希

薄化、自治会活動の支障等の問題が生じています。

また、エレベーターのない5階建ての団地に住む高齢者は、買い物、ゴミ出しなど日常的な生活が困難となる事例も生じています。

美浜区には、65歳以上の高齢者は約1万7千人で高齢化率は11.5%（平成16年10月1日現在）と、6区の中では一番低い状況ですが、55～65歳の人口構成が他区に比較して高く、今後、高齢化率の急激な上昇が予測されます。

一方病院では、末期がん患者、難病患者など高度な医療技術によっても治癒が困難な病気を患った人を治療が終わったという理由で家に帰すようにしたり、普通の疾患での入院日数も短縮したりと、家庭での療養が強いられる傾向にあります。

また、末期がん患者の中には、住みなれた地域で暮らしたい、自分の好きなときに好きなことをしたい、家族の手料理を食べたい、時には晩酌もしたいなど、病院にいては得られない「普通の生活」を望む方もいます。最近では、このような「在宅（病院以外の場所）」のよさが指摘されるようになり、これまでのような「最期を病院で」という考え方は見直されつつあります。

在宅療養者が住みなれた地域で安心して生活を続けるには、さまざまな支援体制が必要です。いつでも気軽に相談できること、介護・看護が十分に受けられること、往診・訪問診療をする医師が確保できて安心が得られることなどのほか、介護の担い手に対する支援も大切です。

平成17年4月からは在宅介護支援センターが美浜区に2ヶ所（みはま苑、セイワ美浜）になりました。

また、地域の医療機関と海浜病院との連携も実施されています。しかし、それだけでは充分ではありません。

また、地域にかかりつけ医を持っている人が少ない、往診や訪問診療をする医師が充分でない、介護の担い手になる家族の負担が大きなどにより、在宅療養がしづらい状況です。

地区フォーラムでの意見

- ・エレベーターがない5階建ての集合住宅では、高齢者は、ゴミだし、買い物など日常生活に不便を感じている。
- ・自宅に住み続けたいが孤独死が心配、かといって施設には入れないし入りたくない。
- ・在宅介護のバックアップ体制が不足していて、家族に負担がかかっている。

【今後の取組18】住宅の耐震補強、バリアフリー化

1995年の阪神淡路大震災では、地震による直接の死者は5502人で、そのうち88%は、家屋の倒壊による圧死・窒息死でした。

美浜区の住宅は昭和55年の新耐震基準前に建築された住宅が76.5%を占めています。

このため、耐震診断や耐震改修費用の助成など既存の住宅の安全性を確保する取り組みを進めています。

また、バリアフリーが標準的な仕様として定着することを目指し、その効果や手法について積極的に情報提供を行い市民や民間事業者の啓発に努めるとともに、住宅の改修費用に対する助成制度等の既存の制度を活用することにより、バリアフリー化を進めます。

【今後の取組19】高齢者世帯等の住み替えの支援

集合住宅の上層階に高齢者世帯が居住している場合、低層階に空き家が生じたり、若年世帯が居住している場合に、高齢者世帯の低階層への住み替えを行うことは、日常生活上の支障を緩和する手段として有効です。

このため、住み替え先となる低階層の空き家に関する情報提供を行い、住み替えに係る経済的負担を軽減するための方策等について検討します。

また、高齢者が子どもなどの家族と同居・近居することは、高齢者の不安感・孤独感の軽減に資することから、そのような同居・近居のための住み替えを支援するための方策も検討します。

【今後の取組20】コレクティブハウジングなどの多様な住まいの設置促進

近年、入居者同士がお互いに支え合い、安心して暮らせる住宅として、複数の世帯が生活の一部を共有するコレクティブハウジングなどの新しい住まい方への関心が高まっています。

これらの新しい住まい方は、高齢者や子ども、子育て中の親など多様な世代が互いに交流する機会を与え、高齢者の不安感や孤独感の解消、子育ての孤立防止に資すると考えられます。

このため、民生委員や町内自治会、地域住民などへの多様な住まいの情報提供など啓発活動を行います。

また、その建設や運営を行なうNPO法人等の団体を支援するための方策や、民間事業者によるコレクティブハウジング等の供給を促進するための方策を検討します。

高齢者・障害者の多様な住まい（居住関係施設）の概要

ケアハウス 60歳以上で、かつ身体機能の低下が認められ又は高齢者等のため、独立して生活するには不安が認められる者で、家族による援助を受けることが困難なものを低額な料金で利用させる施設

有料老人ホーム 常時10人以上の老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設

痴呆性高齢者グループホーム 小規模な生活の場(5~9人の少人数を単位とした共同居住形態)において、食事の支度、掃除、洗濯等を利用者が共同で行い、1日中、家庭的で落ち着いた環境の中で生活を送ることにより、痴呆の進行を緩やかにし、家族の負担の軽減に資するもの

生活支援ハウス 介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する施設

高齢者向け優良賃貸住宅 バリアフリー化、緊急時対応サービス等高齢者に対応した設計・設備を備え、都道府県知事等の認定を受けた賃貸住宅(平成12年度から生活援助員の派遣の対象)

シルバーハウジング バリアフリー化に対応するとともに、生活指導・相談、安否確認、緊急時対応等を行う生活援助員が配置された公営住宅等

コレクティブハウジング 個人の住宅部分とは別に、ダイニングキッチン、リビングなど、居住者同士が交流し、支え合う協同の空間を備えた集合住宅

グループリビング 高齢者が身体機能の低下を補うため、互いに生活を共同化、合理化して共同で住まう一定の居住形態(定員5~9名)

知的障害者地域生活援助(グループホーム) 地域において共同生活を営むのに支障のない知的障害者に対し、共同生活のための住居を提供し、食事の提供相談、その他の日常生活上の援助を行う居住形態(定員4~7名)

精神障害者グループホーム 共同生活を営むのに支障のない精神障害者が、世話人のもと4名以上で共同住居で生活し、食事の提供、日常生活の援助、相談などを受けながら自立生活の助長を図る居住形態

【今後の取組2.1】障害者・高齢者の地域での雇用促進

障害者・高齢者の地域での雇用の場は、次第に増えつつあります。

今後も地域での雇用促進を図るNPO活動の支援や、民間企業等の協力を得て、雇用の場の確保を図ります。

【今後の取組2.2】地域ケアセンター機能の検討

例えば、高洲保健センター跡施設と美浜いきいきプラザ、周辺既存施設の連携を高め、継続的あるいは一時的に、ケアハウス、グループリビング、グループホーム、図書館、レストラン、野菜の直売店、福祉作業所の製品、手作り品等売る店舗、風呂等の機能を持つ「地域ケアセンター」として、様々な人々の集える場の設置を検討します。

【 今後の取組23 】在宅医療福祉の充実

在宅医療に関しては、一人ひとりが、病気になったときばかりでなく、各自が病気予防についても気軽に相談するなど身近な医師と関わり、かかりつけ医を持つように努力することがあげられます。

たとえば、地域で成人病予防や子どもの急病時の対応についての簡単な話をしてもらうとか、医師を積極的に地域に引っ張り出し、顔なじみになることも大事です。

その一方で、医師会で往診や訪問診療を行う医師の情報を整理提供したり、在宅医療を支える仕組みを検討したり積極的に取り組むことが望まれます。

在宅福祉に関しては、今後設置が予定されている地域包括支援センターを中心に、在宅療養者の抱えるさまざまな問題が解決されることにより、介護の担い手の負担も軽減されることが期待されます。

また、介護保険の見直しにより介護予防の考え方が大きく打ち出されます。

要介護度の低い方（要支援、要介護1）を対象に、予防に重点をおいた新たなサービスが導入され、今まで受けていた支援が受けられなくなることも出てきます。

そういう方や介護保険適用外の方も含めて利用できる生活援助サービスのシステムや介護予防につながる簡単なトレーニングを行えるような場を地域に設置することを検討します。

施策の方向性（9）居場所、交流の場づくり

【 現状と課題 】

現在、地域でのサークル活動などは公民館やコミュニティセンターを中心に行なわれています。しかし、利用を希望するサークル・団体の数に対して部屋数が充分でなく、抽選や先着順で決められており、いろいろな活動を活発に行うことができません。

また、サークルなど団体組織でないと使用許可が下りない、使用時間や使用目的の制約がある、場所によっては飲食ができないなど、使い方が限られてしまいます。

また、放課後や長期休暇には子どもたちの遊ぶ場所が不足しています。コンビニの前やマンションの入り口に集まって人に迷惑をかけることもあります。

雨の日には公園で遊ばず、家にいれば虐待まがいのことをしてしまいそうな子育て中の親もいます。

外に出かけたいけれど、どこに行く当てもない高齢者や、地域とかかわりを持ちたいけどなかなか踏み出せない障害者もいるでしょう。

そんな方たちが自由にふらっと立ち寄れる場（フリースペース）があれば、家に引きこもりがちにならずにすむかもしれません。

地域には、学校、保育園、幼稚園、マンション・公営住宅や町内自治会の集会所、空き店舗などいろいろな施設があり、これらの既存施設が使えるようになると活動の幅や行動範囲が広がります。

また、現在行われている「老人つどいの家」のように個人の家の一室をお借りし、さまざまなニーズにあった居場所・交流の場として、気軽に集まれる場を身近なところ

るにつくることができます。

地域で暮らす高齢者・障害者それぞれがさらに暮らしやすくするため、地域の人の理解と心のバリアフリーの推進も求められています。

そのためには、高齢者や障害者自身が地域へ積極的に出て行くことができ、地域もそれを受け入れお互いに交流できる場を整えることが必要です。

現在、学校や福祉施設も地域に開かれていく方向に進んでいますが、さらに、小さい子どもたちから、社会にはいろいろな立場・境遇の人がいるということを自然に知り交流できるコミュニティをつくっていくことが大切です。

地区フォーラムでの意見

- ・ 普段、高齢者と同居していなくて、高齢者と子どもの触れ合う機会が少ない。また、引きこもりがちになる高齢者が増えている。
- ・ 地域で障害のある子とない子が共に遊び学ぶ機会が少ない。障害に対する理解が進まない。
- ・ 地域活動の拠点がない。
- ・ 子どもが安心して遊べる場所がない。
- ・ いろいろな障害者の福祉施設が美浜区にはない。

ディアフレンズ美浜での地域交流の主な取り組み

- ・地域交流スペースを地域自治会や地域サークルに無料で提供し、入所者も自由に参加できる活動を行っている。たとえば、町内自治会総会（入所者も自治会員）、車椅子ダンス、簡単な手工芸、コンサートなど。
- ・中庭のオープンスペースを使って、地域の人に呼びかけて夏祭りをしている。
- ・現在約280名がボランティア登録をしているが、初心者のために2日間のボランティア講座を開いている。（希望により随時開催）

稲毛第二小学校『いのちの森の日』

○概要

校庭の片隅に作られた学校ビオトープ（いのちの森）を使って月に1回行われる自然観察を中心にしたイベントで、地域の人との交流になっている。稲浜中学校区育成委員会と青少年育成相談員、学校の協力で行われている。

イベントの内容

自然観察やビオトープ整備のほかに、季節を取り入れた活動がある。たとえば、豆まき、ホタル鑑賞会、木の枝や木の実を使ったクラフトづくり、クリスマス会など。その他にも校庭にかまどを作り七草粥やカレー、豚汁などを作ったり、ダンボールで手作りした小屋でコーヒー・お茶など飲み物をサービスする「森のカフェ」を開いたりして、地域の人と共に楽しんでいる。

福祉活動の取組事例

【今後の取組24】小中学校の余裕教室・空き教室活用

小中学校はだれもが行きやすい場所にあり、調理室、工作室など設備もあるので、活動の場として利用できることが期待されています。

地域の人が学校に出入りすることは、子どもとの交流も生まれ、子どもを地域で見守り育てること、地域の教育力の活用にもつながります。

しかし、セキュリティー、児童の個人情報の管理や施設改修費用等の問題もあり、なかなか進まないのが現状です。

現在、美浜区には13小学校に57室、3中学校に12室の空き教室があります（平成16年5月現在）。そのうち6小学校7室を子どもルームや防災備蓄庫として利用しています。また、真砂三小、真砂四小では、子どもたちが学校にいる時間帯に、社会福祉協議会地区部会が空き教室で高齢者が集ういきいきサロンを開催しています。

このほか千葉市内には若葉区大宮小学校と稲毛区あやめ台小学校で、空き教室を改修し「いきいきセンター」として利用しています。

このような事例を参考に、今後、地域の事情に合わせて、その担い手と学校、教育委員会など関係者で検討を行ない、活用を進めていきます。

【今後の取組25】フリースペースの設置～場所の確保と運営管理体制の検討

自由気ままに集まった人で好きなことをするフリースペースが、身近なところに作られることが必要とされています。

子ども・子育て中の家族、高齢者、障害児、精神障害者などそれぞれが独自に集まる場として、あるいはだれでも参加できる制約のない場として、その対象によっていろいろな形が考えられます。

現在、美浜区にはどちらもありません。まず、ニーズを把握し、経験者・当事者とともに、設置場所・その運営や管理の方法などを検討していきます。対象者別のもの、だれでも参加できるものなどいろいろな形のものがあり、自分に合った場を選べるようにすることが大切です。

たとえば、障害児や精神障害者のフリースペースとして、まただれでも参加できる交流の場として、次のようなものが考えられます。

・知的障害児の親と子のフリースペース

放課後や長期休暇中など、知的障害児が学校以外に地域で過ごせる居場所がないので、自由に気軽に集まれる場・交流の場としてフリースペース設置が望まれています。

まず、家族が何でも話せる会など、小さな集まりから始めて少しずつ広げていけたらいいと考えています。

たとえば、家庭での療育に役立つ道具や遊びを用意して好きなことができる場、また地域の方々との交流の場などへと発展させることもできると思われれます。

運営は、障害児家族や子どもが大きくなった先輩家族が協力して行い、ボランティアが支えるという形にするなど、今後検討を進めていきます。

・精神障害者が気軽に集えるフリースペース

美浜区には精神障害者が気軽に集まる場所がなく、社会に出るきっかけがつかめない人が多いので、地域に自由に過ごせ仲間づくりができるフリースペースが必要とされています。

当事者とその家族が中心に運営できるよう、地域住民、ボランティア、医師、行政が連携し、働きかけ(きっかけづくり)・支援を行い、その後の社会復帰にもつながるようにします。さらに、そこに集まったメンバーを中心に、共同作業所の設置、ピアサポート・ピアカウンセリング・ピアヘルパー など障害者同士が助け合いながら仕事ができる体制づくりも検討していきます。

ピアサポート・ピアカウンセリング・ピアヘルパーなどのピアとは、英語で Peer 「仲間」という意味で、仲間(当事者)同士で対等の立場で行う援助のこと。

・だれでも参加できるフリースペース

いわゆる児童館の代わりになるような子どもたちの遊び場として、また、子育て中の家族の息抜きや情報交換ができる場として、歩いていける身近なところに設置されることが望まれます。

さらに、高齢者や子育て経験者、障害者などいろいろな方が参加することにより、交流がひろがります。運営管理の方法や担い手についても検討していきます。

【 今後の取組26 】町内自治会、公営住宅、民間集合住宅の集会所の活用

町内自治会や公営住宅、民間集合住宅の集会所などの中には、十分に活用できていない施設もあります。

公共財産として機能させ、使いやすくしていくことを目指します。

【 今後の取組27 】空き家、空き店舗を活用したコミュニティスペースの提供

高齢者が子どもとの交流を通じて社会参加・社会貢献する場や育児サークルなど、地域コミュニティの形成や世代間交流を促進する事業を実施する場として、近年増加している空き家等の住宅資源を活用することが考えられます。

また、空き店舗を利用して、障害者用のデイサービスを行ったり作業所として利用することも目指します。

施策の方向性(10) 交通手段の充実

【 現状と課題 】

誰もがいきいきと暮らすためには、行きたい所に何時でも行ける交通手段の充実が欠かせません。

ところが、現状は、低床バスの不足、福祉バスや各種移送サービスが少なく、今有る交通機関を見直し、足りない部分に新しいサービスを導入することが必要です。

移動制約者の買い物や通院、郵便局、駅、公共施設などと住宅地を結ぶ、限りなくドアツードアの生活密着型公共福祉サービスが受けられるようにすることです。

そのためには、従来路線バスのルートの見直し、バス車体の低床化、福祉バスや各種移送サービスの導入が緊急の課題となっています。

千葉県バス協会やタクシー協会では、その必要性は充分認識していますが、自助努力だけでは対応できないとのことで、公的資金を投入し第3セクター方式かNPOなどの民間活力を利用する方法の検討も必要です。

また、隣近所の付き合いや個人的な好意から送迎が行われる場合がありますが、万一の事故に備えた補償手段が確立されておらず、補償が善意の移送者個人の責任となる問題もあります。

地区フォーラムでの意見

- ・区役所、病院に行くのに交通の便が悪く、1日がかかりになってしまう。
- ・自転車、車に乗れない高齢者が、買い物など外出に不便を感じている。

【今後の取組28】福祉バス、低床バス、移送サービスの導入

福祉バス、低床バス、移送サービスの導入を検討します。

福祉バスは、100円程度の低料金で交通不便地区や住宅地域を、既存のルートとは違ったルートで、路地から路地を、買物、通院、郵便局、駅、公共施設などきめ細かく巡回するバリアフリーのバスのことで、高齢者、障害者などの移動制約者の日常生活にぜひとも必要なサービスです。

従来型の通勤、通学を中心にした路線バスは、利用者が年々減少したことで、巡回回数が減っており、高齢化した利用者には、高床では乗り降りに不便を感じずるようになっていきます。

低床バスは、国（国土交通省）の17年度公共交通移動円滑化事業として、予算化されていますが、地方公共団体との協調補助を条件としており、なかなか導入が進まない状況です。

それでも、バス会社の自助努力で毎年少しずつ低床化されていますが、全車両揃うまでには相当時間がかかるものと思われます。又、導入しても一部路面の状況によっては床を擦って使えない路線も出てきます。

移送サービスは、路線バスがあっても困難を伴うか、タクシーでは料金負担に問題がある人への、ドア・ツー・ドアの福祉交通手段で、利用者を登録し、割安料金で通院などを支援する契約型のサービスなどです。

介護保険では、2種免許を持つホームヘルパーが車椅子毎乗れる小型車で通院介助する場合、場面によっては介護保険の適用が認められますが、運転中は介護保険の適用がなくあまり普及していません。

基本方針4 福祉を支える仕組みづくり人づくり

新しい福祉文化を創造し、地域での自立生活支援を美浜区を基盤に展開していくためには、地域福祉を進めていくための仕組みづくりと主体となる人づくりが必要です。

第1に、介護保険制度や支援費制度等の福祉サービス制度がありますが、こうした社会制度を市民が主体的に利用できる仕組みになっているか、主体的に利用するためにはどのような課題があるか、明確にし、取り組んでいくことが重要です。

また、新制度として障害者自立支援給付法案の導入が計画されています。

こうした制度の方向性を見据えながら、市民が主体的にサービスを選べるような仕組みづくりにしていく必要があります。

地域福祉計画と併行して計画づくりが進められている高齢者保健福祉推進計画、障害者保健福祉推進計画等との連携が大切です。

第2に、法制度は対象者及びサービスの範囲を限定しますが、私達の暮らしはトータルなものです。暮らしが分断されないために、上記の取り組みと同時に、ボランティア活動などのインフォーマルサポートが必要であり、それに参加する人々の主体づくりと効果的な活動の場が必要です。千葉市社会福祉協議会が、地域福祉活動計画を策定していますが、地域福祉計画と地域福祉活動計画の連携が重要です。

家族、友人、親戚、近隣の人、セルフヘルプグループにより提供される個別のニーズに合わせた固有の援助

第3に、暮らしを確立するには、保健・医療・福祉の連携が不可欠です。

美浜区にはその機能を発揮する施設があり、従事する人々とそれに関係する団体がありますが、ネットワークが十分ではありません。

既存の資源を生かすためのネットワークを構築することができれば、より安心して暮らせる美浜区づくりに大きく前進することが出来ます。また、足りない資源があれば充足させるための施策を求めていくことが必要です。資源を生かし生み育てるための主体形成が大切です。

第4に、上記を取り組むには、市民の社会福祉への理解と関心を深め、活動に参加する力を養う福祉教育や社会福祉に関する学習活動が重要になります。地域福祉の主体形成という考え方が重要になります。

第5に、新しい公民の協働関係の課題です。美浜区での地域福祉計画を推進するためには、行政・社会福祉事業者・市民が連携できるようシステム面とともに、財政面からも、運営管理面からも検討が必要です。公と民の信頼関係を作り上げると共に、市民の暮らしに目線を据えた協働が不可欠です。

| |
|------------------------|
| 施策の方向性（11）社会福祉協議会の機能強化 |
|------------------------|

【現状と課題】

社会福祉法では、社会福祉協議会を地域福祉推進の中核的な役割を果たす団体として位置づけています。

社会福祉協議会は、地域住民をはじめ、様々な地域の関係団体のほか、自治体や社会福祉事業者など幅広い地域福祉関係者を構成員とし、市民主体を旨とした地域住民による福祉活動への支援やボランティア活動の推進、福祉教育、まちづくり等に公共的な立場から取り組んでいます。美浜区での取り組みなど内容を追加

本格的な地域福祉の推進の時代にあって、地域福祉活動計画の策定に取り組み、地域住民の福祉の関心や意識を高め、態度の変容を図るとともに、地域住民や諸団体の協力や参加、協働による多様な福祉活動やサービスの推進を図ることが地域福祉推進の中核的団体としての大きな使命です。自主財源、寄付が少ない点を追加

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会の構成

- ・創立/昭和27年2月5日 法人認可/昭和42年3月27日
- ・会員口数/177,204口(平成17年3月31日現在)
- 住民会員 176,165口 特別会員 824口 賛助会員 215口
- ・理事定数/16名 監事定数/2名 評議員定数/35名
- ・地区部会/57地区 福祉活動推進員/314名
- ・訪問介護員等 派遣/2名 嘱託/28名 非常勤/230名
- ・ボランティアセンター(登録ボランティア数)
- 登録ボランティア総数/10,315名 個人/3,886名
- グループ/6,429名(167グループ)
- ・心配ごと相談所 所長/1名 相談員/10名
- ・ちばし権利擁護センター 専門員/2名 生活支援員/26名
- ・児童福祉センター/6か所
- ・老人センター/1か所
- ・延長保育/59施設(市立保育所) 保育従事者/223名
- ・放課後児童健全育成/89施設 指導員等/499名
- ・事務局職員/72名

地区フォーラムでの意見

- ・市民による高齢者向け福祉サービスについて、資金力がなく困っている。社会福祉協議会からの財政的支援が欲しい。
- ・これからの担い手として頑張りたい。
- ・社協と地区社協の連携が充分とれていない。

【 今後の取組 29 】 地域福祉権利擁護事業の充実

地域福祉権利擁護事業は、平成12年よりスタートしました。

介護保険制度や支援費制度など、福祉サービスが措置制度から利用者が選択・契約して利用する制度に移行する中で、判断能力が十分でないため、ひとりでは日常の金銭管理や福祉サービスを選択して利用することができない高齢者や、知的・精神障害者の方で家族等による支援が困難な場合に生活支援員を派遣して自立した生活を送れるよう支援するものです。

現在、千葉市社会福祉協議会の「ちばし権利擁護センター」でこの事業を実施しています。

2004年度の実績は、相談延べ件数2,012件、利用者は35人(内美浜区4人)となっています。

利用の援助制度が充実していない点を問題として追加

相談者のほとんどが高齢者であり、今後、急速に高齢化が進む中で、その利用者の増加が見込まれることから、職員を含めた実施体制の整備充実が必要です。

なお、問題点としては、地域福祉権利擁護事業の内容が市民に浸透していないこと、利用料金が生活保護受給者は無料ですが、1回あたり千円余の負担が必要なこと、地域生活が継続できなくなると利用できないこと、この制度を必要とする方は、地域におけるサポートが必要にも関わらずその支援策が不十分であることなどがあります。

【 今後の取組 30 】 成年後見制度の利用支援

認知症高齢者、知的障害、精神障害など、判断能力が不十分になった人が損害や被害を受けるのを防ぎ、その権利を保護するため本人の判断能力に応じて法律行為や、財産管理を目的とした制度ですが、裁判所への申請件数は、まだ少なく、制度の周知と普及促進を図ります。

| |
|-----------------------------|
| 施策の方向性(12) 災害時における要援護者の避難支援 |
|-----------------------------|

【現状と課題】

昨年、日本各地で台風による水害が発生しています。また、新潟・中越地震にみられるように地震災害が相次ぎました。

日本は、これまで多くの災害に遭遇してきましたが、障害者団体からの要望を組み入れ、成果ある事例を生み出すということには至っていません。

また、災害時に情報をどのように提供するのか、安否確認や避難誘導は誰がどのように行うのか、避難場での生活は誰がサポートするのか、避難所のルールが理解できない人たちや生活習慣の違いに馴染めず、不安定になる人へのサポートはどのように行うのかなどについては明確になっていません。

美浜区は海の埋立地にできた街であるだけに、災害時の対策が特に重要であり、情報保障や避難対策に特段の手だてが求められる障害者から不安の声と要望が多々、寄せられています。

| |
|--|
| <div data-bbox="220 929 718 1097" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 地区フォーラムでの意見 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・地域から孤立した高齢者は、孤独感や不安感が強くなる。緊急事態に援助が受けられない可能性がある。 ・災害時の避難、障害者、高齢者およびその介護者が避難するのは、手助けが必要、また、どこに住んでいる人が対象かが知られていないと難しい。 |
|--|

【今後の取組31】障害者・要介護者の避難訓練の実施及び避難場所の体制作り

災害が発生した場合、安全な場所への避難行動や避難場所での生活において大きな困難が生じ、周りの人の手助けを必要とする人たちがいます。

そのような「災害弱者」と言われている人たちから、災害が起きた時どのようなサポートが必要か申し出を受け、必要なサポート毎に、地域の中で支援者とその役割分担を事前に決めておきます。

防災訓練の時にも申し出の内容にあったサポートが確実に実行できるよう、支援者の訓練も同時に行うようにします。

また、そのような人の中には避難所生活を送るうえで、障害の種類などにより特別な配慮を必要な人がいることが考えられるので、その点についても、ボランティアの人たちも含めて、支援する人が正しい知識を持つための研修を実施します。

高齢者・障害者等災害弱者と言われる人々への対策は、美浜区のように集合住宅が密集する住宅環境の中で考えられる対応としては

ア いつも誰でも見守り合い、助け合える体制づくり(自主防災組織)

イ 停電などによってエレベーターが停止した場合、車椅子の要介護者を高層階から降ろす訓練の実施

ウ 障害者、要介護者、支援者を避難場所に誘導する訓練の実施（平日の昼間時は中学生の協力が必要）

などがあります。

【 今後の取組32 】災害発生時の介護サービス事業者による要介護者、要支援者の安否確認、障害者の通所施設事業者による障害者の安否確認

介護サービス事業者は日頃の活動の中で、要介護者、要支援者の居住状況や生活状態を、通所施設事業者は施設を利用する障害者の状況を把握しており、災害発生時には、安否確認など生命に関わる有効な手段を実施することが可能です。

このため、介護サービス事業者等と災害発生時における安否確認の協定の制度化を検討します。

| |
|-------------------------------|
| 施策の方向性(13)「福祉意識の醸成」・「人権意識の確立」 |
|-------------------------------|

【現状と課題】

一人暮らし高齢者や障害児・者が地域で生活していくためには、何よりも地域住民の理解が必要です。

しかし、点字ブロックの上に自転車が停めてあったり、身体障害者用の駐車場に一般の車が停めてあったりします。

また、障害者に対して「こわい」といったイメージを持った人もいます。

これらは、障害や障害児・者について、またその人たちを支援する設備について、正しい知識を住民が持っていないために生じています。

小中学校などでは、総合的な学習の時間を活用して障害者とのふれあいを深め、理解と福祉意識を高める取り組みを行うところが増えてきました。

しかし、大人たちにとっては、こうしたことを学ぶ機会が充分にあるとは言えない状況にあります。

障害の正しい理解、排除されやすい人との共感を持てる社会をつくる必要があります。

| |
|---|
| <div data-bbox="215 1064 718 1232" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 地区フォーラムでの意見 </div> <div data-bbox="231 1236 1356 1536" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・一部の障害をもった方が、早朝にゴミ出しをしている。障害の姿を見られたくないという意識が働いている。 ・精神障害者のグループホーム、作業所等施設を作る時、迷惑施設として反対される。 ・自閉症の子どもを持つお母さんが「子どもがバス中で騒いだりすると乗客の多くが振り返るので、その視線が辛い。そのため、後部座席でなく前部席に座るようにしている。」これはひとつの事例だが、もっと障害に対する理解を深めて、心のバリアを無くして欲しい。 </div> |
|---|

- ・一部の障害をもった方が、早朝にゴミ出しをしている。障害の姿を見られたくないという意識が働いている。
- ・精神障害者のグループホーム、作業所等施設を作る時、迷惑施設として反対される。
- ・自閉症の子どもを持つお母さんが「子どもがバス中で騒いだりすると乗客の多くが振り返るので、その視線が辛い。そのため、後部座席でなく前部席に座るようにしている。」これはひとつの事例だが、もっと障害に対する理解を深めて、心のバリアを無くして欲しい。

【今後の取組33】障害を持つ人があたりまえに暮らすことの保障

バリアフリー化を促進するために交通バリアフリー法が平成12年4月1日施行されました。

障害者の活動の場を広げ、自由な社会参加が可能となる社会にしていくため、様々な政策手段を組み合わせ、道路、駅、建築等生活環境面での物理的な除去に積極的に取り組むことを目的としています。

5か年計画に合わせて実施内容を記載

【今後の取組34】高齢者・児童虐待予防

児童虐待については、啓蒙活動や相談員の専門能力の向上などの対応が考えられます。

ネグレクトなどの虐待問題の周知を図るポスターを作成する。

相談員等権限を持つ人の資質の向上、充実

- ・施設入所の是非など判断能力の向上
- ・話をよく聞いてくれる行政の担当者を見つける。

親へのセミナー、講演会等を実施する。

母子手帳交付時、健診時の指導強化

地域での取り組みにより社会全体の子どもとして育てる環境づくりをする。

高齢者・児童虐待に介入する福祉職には、団体の倫理綱領を守って実践することが求められます。

豊富な専門知識をもつこと

厳しい倫理性が求められることを自覚していること

具体的な援助技術を実践する力量

自己の感情をコントロールし、自省的姿勢で自身の実践を振り返ることができること

他機関との連絡調整、対象者の家族との関係調整、同僚たちとのチームワーク能力

福祉政策全般に関する意見の所有と必要な場合、政策提言能力

諸課題を持った利用者が好きであること

【今後の取組35】福祉教育の充実

地域の福祉に関わる人々と福祉拠点から学ぶ福祉教育の充実

人間は、様々な体験を通し実感することでやさしさや思いやり、そして、人間愛が育まれます。そこで、地域に住む福祉課題を持った当事者や家族、支援者と交流すること、地域の福祉拠点でボランティア、職場体験をすることで、社会問題への関心を高め、地域社会の一構成員として社会づくりに参加する意義を深めます。

学校での福祉教育の充実

現在、総合的学習の一貫として小中、高等学校で福祉に関する学習が実施されています。

しかし、ボランティア指定校等の一部の学校のみが実施されているのが現状です。学習の視点も「ボランティアをする」という援助を行なう側からの一方向的なアプローチに留まる場合が多いようです。

全ての学校を対象に「共に生きる」という対等な立場からのノーマライゼーションを基本とした福祉教育が必要です。地域に住む福祉課題をもつ当事者や福祉活動に関わる人々を中心として、指導を実施することは、生きた情報や知識を子どもたちに伝えることができます。

また、福祉学習が授業時間だけに終わらず、福祉の拠点や活動に子どもたちが日常

的に関われる場が地域に存在することが求められます。

福祉人材に対する資質向上を目指した研修

現在、福祉の現場で活動している人材（有償無償を問わず）の資質の向上のための研修が必要です。福祉に関する知識や技術を深めると共に、様々な場面に直面した時考え、対処できる問題解決能力の養成や人権尊重の理念を身につけることが求められます。

福祉啓発のための取り組み

福祉への理解を進めるために一般への福祉入門講座や学校の教職員、消防、警察、医療機関を始めとする他の職業分野の人々に対し研修を実施し、偏見や無理解の解消に努め、ハンデを持つ人に対するより良い接し方を伝えます。

【今後の取組36】プライバシーを尊重した福祉活動の推進

誰でも「人に知られたくない、人が知る必要の無い自分だけの世界」があります。それがプライバシーです。

しかし、福祉課題をもつ人々は援助を受ける過程や必要によって私生活を他者に見られてしまう機会が多くあります。それは健康状態や経済的状況等、誰もが守秘義務と理解しているものだけではなく、日常生活の様々な場面の何気ないことでも、知られたくないこと、知られたことに対してあらためて触れられたくはないことがあります。

その感覚があることこそが、人が人として自立し尊厳を持っていることの証なのです。

やむを得ず個人のプライバシーを垣間見た人はそれを守る責任があります。プライバシーが守られなくては安心して福祉サービスやボランティアを受けることはできず、必要な援助を拒否してしまう場合もあります。

プライバシーの保護に配慮した福祉活動の推進は、人権を尊重した質の高い援助の要件の一つです。

福祉活動を行なう際の個人情報の漏えいを防ぎながら、福祉課題を持つ人々の情報を適切に管理し、活用する仕組みを構築すると共に福祉人材養成の中でプライバシーに関する講義等を行なうことも必要となります。

なお、平成17年4月から、個人情報保護法が施行されました。同法の目的は「個人情報の有効利用」と「個人情報の保護」にあります。

個人情報の取り扱いに関しては、支援に関わる従事者の人権意識の向上と守秘義務の遵守のほか情報整理のシステムと責任体制を明確にし、その取り扱いに十分留意します。

施策の方向性（14）ボランティアセンターの機能強化

【現状と課題】

現在、千葉市ボランティアセンターはハーモニープラザの中にありますが、平成1

9年度に美浜保健福祉センターがオープンすると、そこに美浜区ボランティアセンターが設置されます。

個人がボランティアを求めている場合は急な場合が多く、地域での細かなボランティアニーズに迅速に対応することが期待されています。

ボランティア活動の特徴としては、高齢者を対象とするものが多く、単発的なボランティアでなく長期的に継続した活動が求められています。

要援助高齢者の増加に対応するため、持続的、継続的にボランティアを新しく大量に育成する必要があります。

また、活動の内容に介護技術等の専門性が要求され、専門的な研修や教育が必要となります。

また、ボランティアサービスを提供する側とサービスの提供を受ける側が対等の関係を持ちづらいことが問題としてあり、今後は「共に支え合い助け合う」ボランティアを目指し高齢者や障害者も参加しやすい環境をつくる必要があります。

ボランティア活動は、次の4原則に基づき行われています。

ボランティア活動4原則

1 自主性・主体性

他から強制されたり、義務としておしつけられたりするものではありません。個人の意志に基づいて行う活動です。

2 無償性・非営利性

金銭による報酬を期待して行うものではありません。活動への参加によってお金では得られない出会いや、喜び、感動をえることができる活動です。

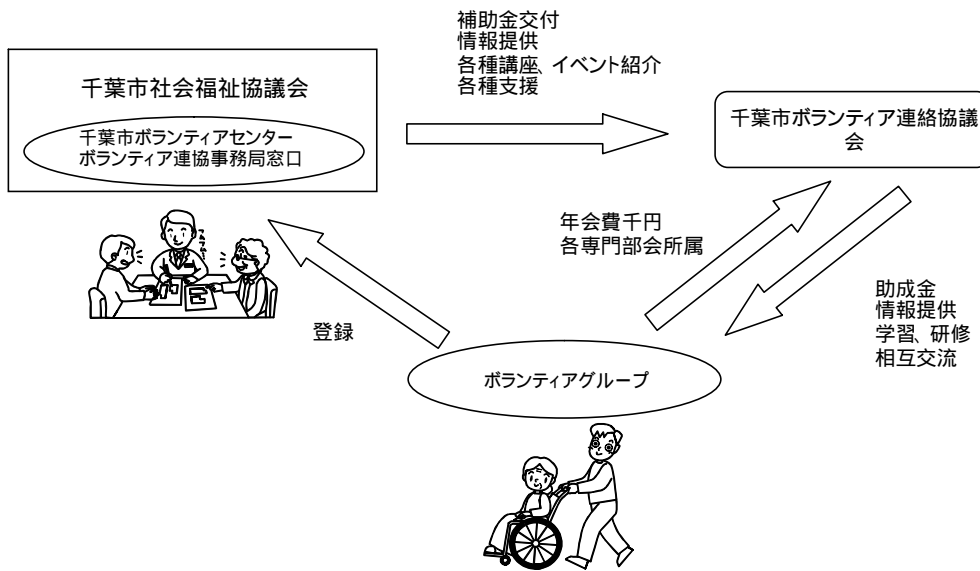
3 社会性・連帯性

特定の個人・団体の利益、特定の思想・宗教のために行われるものではなく、その成果が広く人々や社会に利益をもたらす、誰もがいきいきと豊かに暮らしていけるように、お互いに支え合い、学びあう活動です。

4 先駆性・創造性

現状に甘んじることなく、常に拓かれた視点から活動を見直し、今、何が必要とされているのかを考えながら、よりよい社会を市民の手で創る活動です。

千葉県ボランティアセンターと千葉県ボランティア連絡協議会との関係



ボランティア連絡協議会の活動内容は、

施設支援、食事サービス、訪問活動、介護、点訳、手話、要約筆記、朗読、環境保全、リサイクル活動、人権・平和啓発活動、国際交流・在日外国人支援、寄付活動、指導、地域活動、障害者スポーツ支援、保育、病院ボランティア、電話相談、演奏等による活動、清掃活動、地域緑化活動、その他の21部門に分かれて、市・県全域にて活動しています。

地区フォーラムでの意見

- ・病院に手話通訳のボランティアがない。
- ・男性と若年層のボランティア活動参加が少ない。

市立海浜病院では、平成8年から地域住民によるボランティア活動が行われ活動が定着しています。

名称：ボランティアみはま

目的：無償を原則に社会福祉の発展に寄与する

組織：高洲保健センター主催「ヘルス・ボランティア」教室修了者により構成

会費：200円/月

会員数：平成16年3月現在 50名

病院内での活動内容

- ・総合案内（受付ホール）・おしぼり作成（入院患者身体清拭用）
- ・医療機材修理・点検（器具・機器等の点検と小修理）ベッドメイキング
- ・クリスマス行事（手品・バンド演奏等）

延べ活動人員（平成16年度880名/年）

福祉活動の取組事例

【今後の取組37】美浜区ボランティアセンターの機能の充実

近隣住民同士のボランティア活動は、交通費、移動時間がかからない、地域の実態をよく知っているなどのメリットがあります。

また、今後は、電球の交換、買い物の付き添いなど、日常生活型ボランティアの需要も見込めます。

このため、美浜区保健福祉センターの整備に合わせてボランティアセンターを設置し、地域に密着した極め細かなボランティア活動を推進します。

【今後の取組38】ボランティアリーダーの養成

ボランティア活動を充実させるため、専門研修の実施などリーダーの養成に努めます。

リーダーには、ボランティア活動を円滑に進めるためのコーディネート、ボランティア活動中に発生するトラブル等への対応、関係団体との連絡調整などが期待されます。

施策の方向性（15）総合的な福祉施策の推進

【現状と課題】

千葉市では、高齢者保健福祉推進計画や障害者保健福祉推進計画、次世代育成支援行動計画、さらには交通バリアフリー基本構想などを策定し、これまで福祉施策を推進してきました。

また、介護保険の見直し法案の動向を見据えながら、高齢者保健福祉推進計画・介護保険事業計画の策定に入っています。また、千葉市社会福祉協議会は、平成18年からの第3期地域福祉活動計画の策定に取り組んでいます。

しかし、各計画・基本構想は統合的効率的に協働して推進するという点で弱さを持っているとともに、市単位の計画であるため、地域からは見えづらい状況にあります。

【今後の取組39】市民参加条例制定と条例に基づく各種施策の推進

高齢者や障害者をはじめとするすべての市民が安心して、地域で住み続けることができるようなシステムとネットワークの構築が必要です。そのためには、個別の計画・構想が総合的に推進されること、住環境の整備を図ること、外出支援のための交通施策が確立されることが必要です。

そのためには、何よりも市民が住んでいる地域の問題として福祉施策等の現状と課題を把握することが重要です。

以上のことを担保するために、市民参加条例を制定し各種施策の推進を図ります。

1 美浜区地域福祉推進協議会の設置

美浜区地域福祉計画は、美浜区で暮らす全ての人が家庭や地域の中で、その人らしく自立し、安心して生活できるように支援していくことを目的として、地域住民・行政・ボランティア・NPO・事業者等が共に支え合い、生活上のさまざまな課題を解決するための方策を総合的・計画的に推進するために定めるものです。

同協議会は、区計画に関する情報の「プラットフォーム」として、情報交換により計画に基づく取組の成果を共有しながら、課題の把握や今後の取組についての議論を行うほか、関係者間の連絡調整を行います。

- ・ 区の地域福祉計画の取組状況の把握
- ・ 地域福祉の活動団体間の情報交換、連絡調整
- ・ 行政機関や社会福祉協議会との連絡調整
- ・ 区の地域福祉計画に関する広報

委員は、地域住民（公募）、町内自治会、民生・児童委員、社協地区部会、老人クラブ、NPO、ボランティア団体、社会福祉事業者、学校関係者などから幅広く選定します。

2 地域福祉活動計画との連携による地域福祉の推進

地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である市民等の参加を得て、地域の要支援者の生活上の解決すべき課題とそれに対応する必要なサービスの内容や量、その現状を明らかにし、かつ確保し提供する体制を計画的に整備する行政計画です。

社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、地域住民や各種団体が主体的に策定する民間の活動・行動計画です。

ともに地域福祉の推進を目指すもので、策定にあたっては、内容を一部共有し、相互に計画の実現を支援するための施策を盛り込むなど連携を図りました。

計画の実施にあたっては、十分な連携をとり地域福祉を推進します。

1 地区フォーラム・区策定委員会の開催

地域福祉計画はその策定過程が重要であると言われています。

地域の独自性や主体性を尊重し、また、福祉サービス利用者の視点を取り入れるには、市民主体の計画づくりが必要です。

市民の価値観、生活様式は多様化し、福祉サービスの提供者は行政だけでなく一人ひとりの市民が福祉の担い手となる時代へと変わりつつあります。

このため、平成16年4月に4つの地区フォーラムを設置し、63名の委員により、毎月、地区フォーラムを開催し、身近な問題から課題を設定し、その解決策の検討を行ないました。

委員構成は、地域福祉推進の担い手となる地域住民の参加が不可欠であること、また、福祉分野の横断的な取り組みが必要であることから、要支援者を含む地域住民、社会福祉協議会地区部会、民生委員・児童委員協議会等の社会福祉活動を行う者、社会福祉を目的とする事業を営業者など、幅広い分野から参加しています。

平成16年4月 第1回地区フォーラム

- ・委員自己紹介、計画の位置づけや進め方の確認

5月 第2回地区フォーラム

- ・地域での身近な問題を発表し、委員全体で問題を共有化

6月 第3回地区フォーラム

- ・問題をグループ化し、生活課題として設定

7月17日 第1回美浜区地域福祉計画策定委員会

- ・各地区フォーラムの取り組み内容を発表

8月～9月

- ・解決策の検討

10月17日 合同フォーラム

- ・各地区フォーラムでの検討内容を報告

11月～3月 地区フォーラム

- ・解決策の検討

平成17年5月21日 第2回美浜区地域福祉計画策定委員会

8月20日 第3回美浜区地域福祉計画策定委員会

9月30日 第4回美浜区地域福祉計画拡大策定委員会

10月8日 合同フォーラム

10月22日 第5回美浜区地域福祉計画策定委員会

2 市民への周知とパブリック・コメントの実施

3 地区フォーラム委員名簿 地区フォーラム名 氏名 推薦団体等 役割

章 計画策定への取り組み



地区フォーラム 身近な問題を分類し、課題設定



区策定委員会 各フォーラムから検討内容の報告



合同フォーラム 地域福祉計画策定の市民への周知



作業部会 各フォーラムの検討結果から素案作成

1 美浜区地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果

【 調査の概要 】

調査目的

美浜区在住の市民の地域福祉に関する意向を把握し、地域福祉計画を策定するうえでの基礎資料とすることを目的とした。

対象

調査対象は、美浜区に在住する16歳以上の区民800人、内訳は、各地区フォーラムのエリアごとに在住する200人を抽出した。

なお、対象者の抽出方法は、無作為抽出とした。

回収率は、美浜区全体で44.0%(352件)であった。

調査の実施方法 調査票の配布及び回収を郵送により行い、回答は無記名とした。

調査期間 調査期間は、平成16年5月10日から5月25日である。

【 主な調査結果 】

地域との関わりについて

美浜区全体では、「顔を合わせれば、あいさつする程度」(56.8%)が最も多く、次いで「普段から簡単な頼みごとをする程度」(13.6%)が続く。

地区別に見ると、「顔を合わせれば、あいさつする程度」が一番多いのが、真砂・磯辺地区(62.6%)である。

「普段から簡単な頼みごとをする程度」は、幸町地区(17.0%)が最も多い。

「ほとんど近所づき合いはない」という回答が最も多かったのは、幕張西地区(11.8%)である。

地域活動・ボランティア活動

地域活動やボランティア活動の有無については、美浜区全体では、「活動したことはない」(53.7%)が最も多く、次いで「以前、活動したことがあるが、現在はしていない」(18.8%)となっている。「現在、活動している」(13.4%)と合わせると3割が地域活動やボランティアの経験があると回答している。

地区別では、「活動したことはない」という回答が最も多いのが、幸町地区(58.0%)である。

「以前、活動したことがあるが、現在はしていない」が最も多いのが、稲毛海岸・高洲・高浜地区(26.3%)であるが、「現在、活動している」(13.8%)と合わせると4割が地域活動やボランティアの経験があると回答している。

なぜ活動をしないのかという理由については、美浜区全体では「仕事をもっているので時間がない」(36.5%)が最も多く、次いで「どのような活動があるのか地域活動・ボランティア活動に関する情報がない」(17.6%)が続く。

今後の活動については、美浜区全体では、「できれば活動したい」(37.3%)が最も多く、次いで「あまり活動したいと思わない」(22.7%)となっている。

「できれば活動したい」は、幕張西地区(48.2%)が最も多い。「まったく活動したいと思わない」は、幸町地区(7.6%)が最も割合が多い。

社会福祉協議会、民生委員・児童委員の認知度について

社会福祉協議会の認知度については、美浜区全体では6割が名前を聞いたことがあると回答している。「名前も活動内容も知っている」(20.2%)、「名前を聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」(44.0%)

「名前も活動内容も知らない」(24.7%)という回答は2割ほどである。

「名前も活動内容も知らない」が最も多いのは、幕張西地区(34.1%)である。

民生委員・児童委員の認知度については、「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」(44.3%)が最も多いが、「名前も活動内容も知っている」(34.4%)をあわせると名前は聞いたことがあるという回答は8割近くになる。

地区別では「名前も活動内容も知っている」は稲毛海岸・高洲・高浜地区(37.5%)が最も多く、逆に「名前も活動も知らない」は幕張西地区(14.1%)が最も多い。

福祉のまちづくりについて

福祉サービスの情報入手方法は「市政だより」(35.7%)が最も多く、次いで「自治会の回覧板」(18.9%)となっている。

行政と地域住民との関係については、美浜区全体では、「福祉の課題については、行政も住民も協力しあい、ともに取り組むべきである」(45.7%)が最も多く、次いで「行政だけでは解決できない福祉の課題については、住民が協力して行う」(22.4%)となっている。地区別では、真砂・磯辺地区が「福祉の課題については、行政も住民も協力しあい、ともに取り組むべきである」(49.5%)で最も多く、幕張西地区(38.8%)が最も低い。

「行政だけでは解決できない福祉の課題については、住民が協力して行う」は、幕張西地区(27.1%)が最も多い。

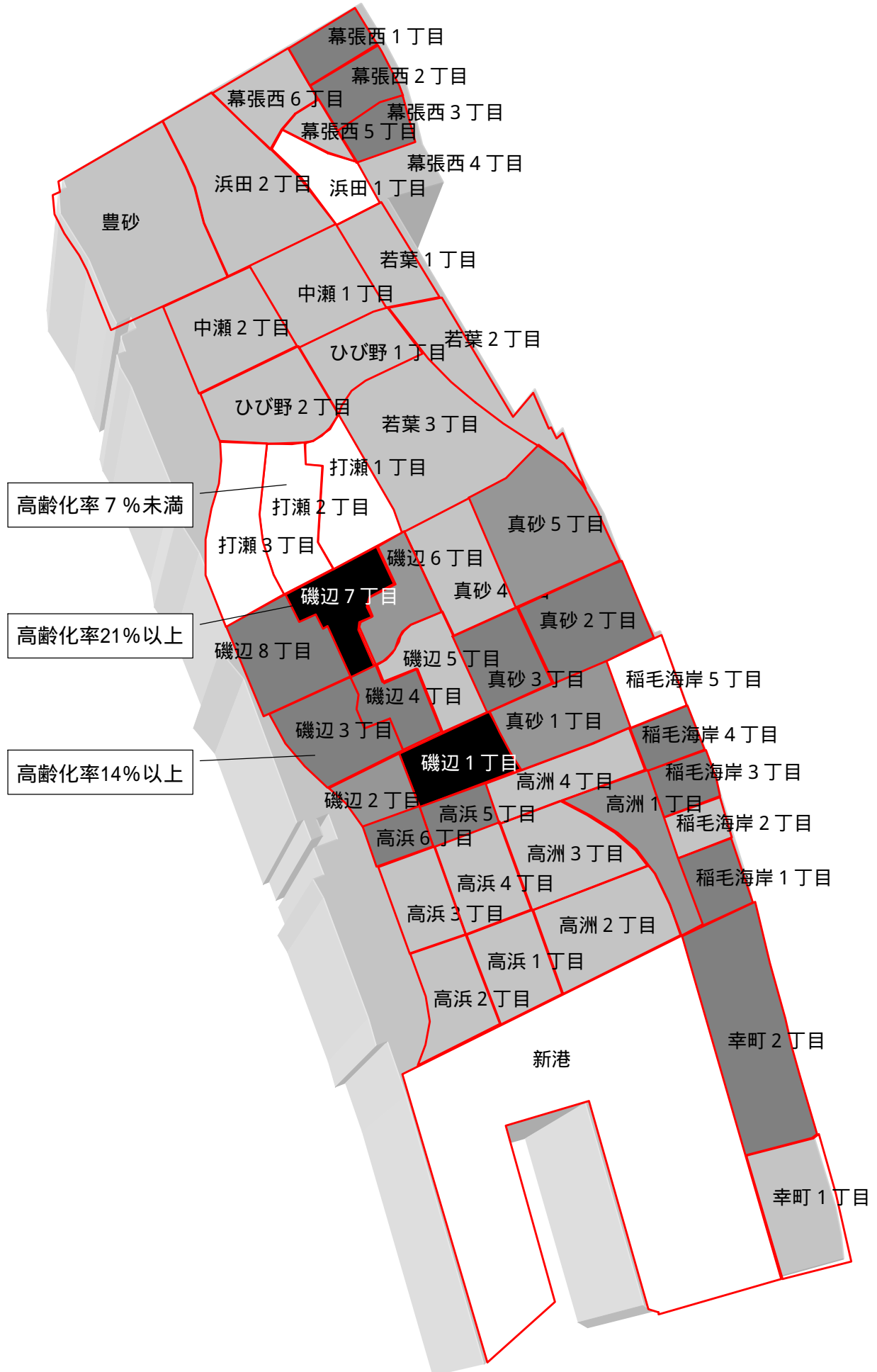
「福祉を実施する責任は行政にあるので、税負担をすでに担っている住民は特に協力することはない」という回答は、稲毛海岸・高洲・高浜地区(10.0%)が最も多い。

今後の福祉のまちづくりのために重要なことについて

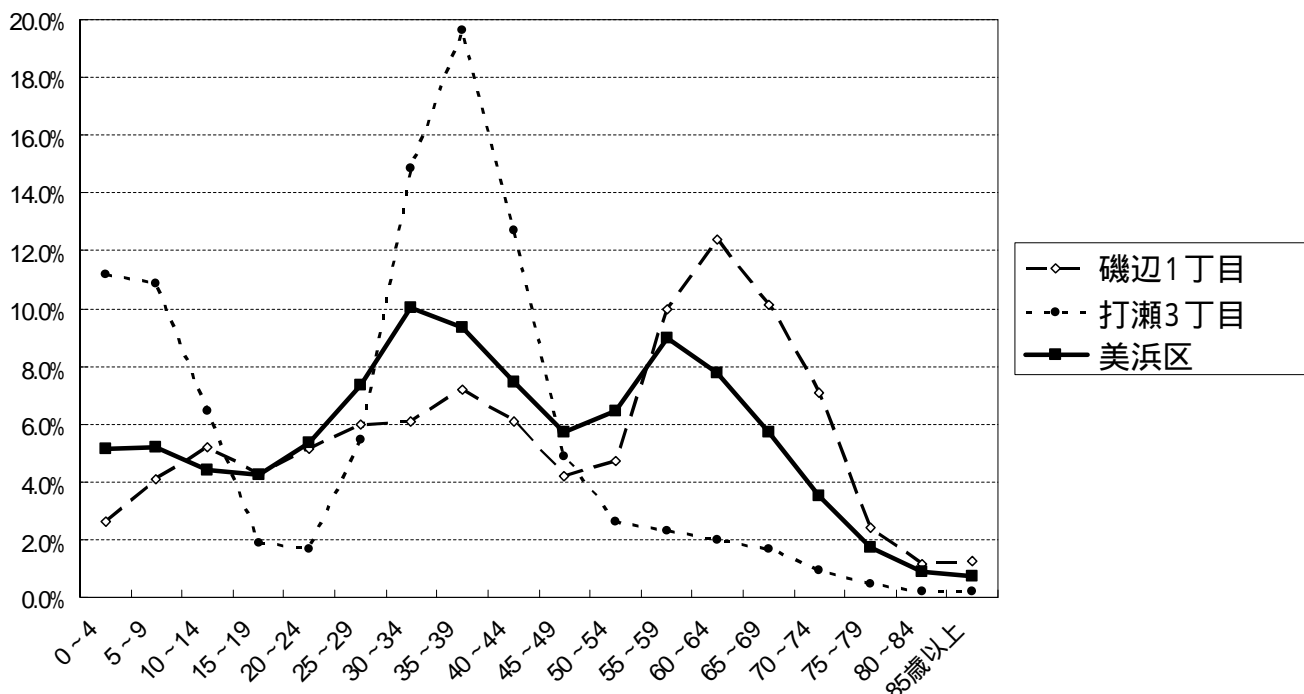
各地区とも「身近な近隣住民、民生委員などによる相談支援体制の整備」、「区福祉事務所・保健センターなどの相談支援体制の充実」、「福祉サービス利用のための適切な情報を得る体制づくり」、「保健・医療・福祉の連携による在宅サービスの充実」がほぼ1割ずつの回答があった。

町丁別人口(平成17年10月1日登録人口、人口500人以上、高齢化率順)

| 町丁名 | 高齢化率 | 後期高齢者人口構成比 | 年少人口構成比 | 人口 | 人口 | | | | 平均年齢 |
|---------|-------|------------|---------|---------|----------|-------------|---------|-----------|------|
| | | | | | 年少0 - 14 | 生産年齢15 - 64 | 高齢者65 - | 後期高齢者75 - | |
| 千葉市 | 16.0% | 5.8% | 14.0% | 921,653 | 129,098 | 645,192 | 147,363 | 53,236 | 40.9 |
| 中央区 | 17.8% | 7.3% | 12.7% | 183,198 | 23,235 | 127,344 | 32,619 | 13,395 | 41.7 |
| 花見川区 | 16.2% | 5.7% | 13.7% | 180,933 | 24,758 | 126,811 | 29,364 | 10,328 | 41.2 |
| 稲毛区 | 16.2% | 6.0% | 13.0% | 149,021 | 19,361 | 105,497 | 24,163 | 8,966 | 41.1 |
| 若葉区 | 18.9% | 6.8% | 13.3% | 149,777 | 19,956 | 101,547 | 28,274 | 10,159 | 42.6 |
| 緑区 | 12.9% | 4.9% | 18.0% | 112,793 | 20,263 | 77,964 | 14,566 | 5,502 | 38.3 |
| 美浜区 | 12.6% | 3.3% | 14.8% | 145,931 | 21,525 | 106,029 | 18,377 | 4,886 | 39.7 |
| 磯辺1丁目 | 22.0% | 4.8% | 11.9% | 2,186 | 261 | 1,443 | 482 | 105 | 45.2 |
| 磯辺7丁目 | 21.3% | 4.4% | 6.7% | 1,532 | 103 | 1,103 | 326 | 67 | 47.6 |
| 磯辺3丁目 | 20.9% | 3.5% | 7.0% | 1,911 | 133 | 1,378 | 400 | 67 | 47.7 |
| 稲毛海岸3丁目 | 19.9% | 5.8% | 13.8% | 1,835 | 253 | 1,216 | 366 | 107 | 42.2 |
| 幕張西3丁目 | 19.9% | 3.5% | 9.1% | 1,921 | 174 | 1,364 | 383 | 67 | 44.9 |
| 稲毛海岸1丁目 | 19.7% | 8.3% | 14.3% | 1,173 | 168 | 774 | 231 | 97 | 41.3 |
| 高浜5丁目 | 19.2% | 4.3% | 6.7% | 1,150 | 77 | 852 | 221 | 50 | 47.1 |
| 幕張西2丁目 | 19.1% | 5.1% | 14.5% | 1,563 | 227 | 1,037 | 299 | 79 | 41.9 |
| 高浜6丁目 | 18.6% | 4.2% | 5.4% | 974 | 53 | 740 | 181 | 41 | 47.6 |
| 幕張西1丁目 | 18.3% | 4.1% | 12.5% | 1,753 | 219 | 1,214 | 320 | 72 | 42.1 |
| 磯辺8丁目 | 17.2% | 4.7% | 4.4% | 749 | 33 | 587 | 129 | 35 | 47.7 |
| 磯辺2丁目 | 16.4% | 10.1% | 21.5% | 684 | 147 | 425 | 112 | 69 | 39.3 |
| 真砂3丁目 | 16.3% | 4.1% | 10.0% | 5,347 | 535 | 3,942 | 870 | 219 | 43.1 |
| 幸町2丁目 | 16.0% | 4.0% | 13.2% | 14,561 | 1,915 | 10,311 | 2,335 | 585 | 41.0 |
| 稲毛海岸4丁目 | 16.0% | 6.4% | 12.3% | 1,248 | 153 | 895 | 200 | 80 | 41.6 |
| 磯辺4丁目 | 15.6% | 3.7% | 13.5% | 2,073 | 280 | 1,469 | 324 | 76 | 42.3 |
| 真砂2丁目 | 15.6% | 3.9% | 13.7% | 7,252 | 990 | 5,130 | 1,132 | 283 | 40.9 |
| 高洲1丁目 | 15.4% | 4.6% | 13.3% | 4,231 | 562 | 3,017 | 652 | 195 | 41.0 |
| 真砂5丁目 | 14.7% | 4.3% | 13.4% | 6,477 | 865 | 4,660 | 952 | 281 | 40.9 |
| 真砂1丁目 | 14.4% | 3.3% | 12.1% | 2,813 | 340 | 2,068 | 405 | 94 | 42.3 |
| 磯辺6丁目 | 14.2% | 3.1% | 10.0% | 3,144 | 314 | 2,382 | 448 | 99 | 43.5 |
| 幕張西6丁目 | 13.5% | 3.6% | 11.9% | 1,051 | 125 | 784 | 142 | 38 | 41.4 |
| 高洲2丁目 | 13.3% | 3.9% | 11.7% | 10,000 | 1,169 | 7,502 | 1,329 | 387 | 41.0 |
| 幸町1丁目 | 12.8% | 3.4% | 14.7% | 8,525 | 1,253 | 6,177 | 1,095 | 288 | 39.4 |
| 真砂4丁目 | 12.1% | 3.5% | 9.8% | 4,186 | 410 | 3,270 | 506 | 148 | 41.7 |
| 高浜4丁目 | 12.0% | 2.7% | 11.0% | 4,638 | 512 | 3,570 | 556 | 127 | 41.7 |
| 稲毛海岸2丁目 | 11.2% | 3.5% | 16.9% | 751 | 127 | 540 | 84 | 26 | 38.9 |
| 磯辺5丁目 | 11.0% | 2.6% | 13.4% | 6,998 | 935 | 5,294 | 769 | 179 | 40.6 |
| 幕張西5丁目 | 10.2% | 3.6% | 13.6% | 605 | 82 | 461 | 62 | 22 | 38.5 |
| 高洲3丁目 | 10.2% | 3.4% | 15.6% | 10,653 | 1,660 | 7,907 | 1,086 | 357 | 38.6 |
| 高浜1丁目 | 10.2% | 2.8% | 18.1% | 6,419 | 1,163 | 4,604 | 652 | 180 | 37.0 |
| 高洲4丁目 | 9.7% | 3.2% | 16.7% | 3,960 | 662 | 2,912 | 386 | 126 | 36.9 |
| 高浜3丁目 | 8.0% | 1.7% | 10.2% | 2,458 | 250 | 2,011 | 197 | 41 | 41.6 |
| 稲毛海岸5丁目 | 6.7% | 1.9% | 17.8% | 523 | 93 | 395 | 35 | 10 | 36.0 |
| 打瀬2丁目 | 3.7% | 1.0% | 24.3% | 8,433 | 2,048 | 6,069 | 316 | 88 | 32.8 |
| 浜田1丁目 | 3.7% | 1.1% | 26.4% | 707 | 187 | 494 | 26 | 8 | 31.5 |
| 打瀬3丁目 | 3.5% | 0.9% | 28.5% | 3,139 | 894 | 2,135 | 110 | 28 | 29.9 |
| 打瀬1丁目 | 3.3% | 0.8% | 28.1% | 6,723 | 1,891 | 4,613 | 219 | 53 | 30.7 |
| 新港 | 2.6% | 0.9% | 18.1% | 1,092 | 198 | 866 | 28 | 10 | 31.4 |



5 歳階級別町丁別人口構成グラフ（高齢化率・年少人口構成比率、最大地区）



高齢化率の最も高い磯辺1丁目（22.0%）の人口構成は、65～69才にピークがあり、逆に、年少人口構成比の最も高い打瀬3丁目（28.5%）では35～39才、0～4才にピークがあります。

在宅介護支援センターの相談件数（平成16年度分）

| | 千葉市 | 美浜区 |
|------|--------|-----|
| 相談件数 | 35,710 | 117 |
| 延べ数 | 54,235 | 125 |

| 相談者の内訳 | 千葉市 | 美浜区 |
|--------|--------|-----|
| 本人 | 12,925 | 18 |
| 配偶者 | 4,569 | 19 |
| 子 | 7,853 | 46 |
| 子の配偶者 | 2,969 | 6 |
| 民生委員 | 369 | 1 |
| 関係機関 | 5,703 | 5 |
| その他 | 1,322 | 22 |
| 合計 | 35,710 | 117 |

高齢者や障害者等の状況

| | 千葉市 | | 美浜区 | | 備考 |
|-------------|---------|--------|---------|--------|----------------|
| | 人数 | 構成率 | 人数 | 構成率 | |
| 総人口 | 921,653 | 100.0% | 145,931 | 100.0% | 平成17年10月1日登録人口 |
| 高齢者(65歳以上) | 147,363 | 16.0% | 18,377 | 12.6% | |
| 後期(75歳以上) | 53,236 | 5.8% | 4,886 | 3.3% | |
| 世帯数 | 386,909 | 100.0% | 59,849 | 100.0% | |
| 65才以上高齢単身世帯 | 17,386 | 5.0% | 2,085 | 4.0% | 平成12年10月1日国勢調査 |
| 75才以上高齢単身世帯 | 7,153 | 2.1% | 1,341 | 2.6% | |
| 要支援・要介護高齢者 | 20,078 | 2.2% | 2,019 | 1.4% | 平成17年3月31日 |
| 要支援 | 3,688 | 0.4% | 386 | 0.3% | |
| 要介護1 | 6,426 | 0.7% | 713 | 0.5% | |
| 要介護2 | 2,829 | 0.3% | 313 | 0.2% | |
| 要介護3 | 2,440 | 0.3% | 232 | 0.2% | |
| 要介護4 | 2,507 | 0.3% | 200 | 0.1% | |
| 要介護5 | 2,188 | 0.2% | 175 | 0.1% | |
| 身体障害者・児 | 23,220 | 2.5% | 3,101 | 2.1% | 平成17年3月31日 |
| 肢体不自由 | 12,803 | 1.4% | 1,663 | 1.1% | |
| 視覚障害 | 1,661 | 0.2% | 211 | 0.1% | |
| 聴覚障害 | 1,855 | 0.2% | 252 | 0.2% | |
| 内部障害 | 6,901 | 0.7% | 975 | 0.7% | |
| 知的障害児・者 | 3,615 | 0.4% | 503 | 0.3% | 平成17年3月31日 |
| 精神障害者 | 1,761 | 0.2% | 273 | 0.2% | |
| 難病患者 | 25,681 | 2.8% | 3,982 | 2.7% | |
| 外国人 | 18,482 | 2.0% | 4,435 | 3.0% | 平成17年7月1日 |
| 保育所入所児童 | 9,717 | 1.1% | 2,074 | 1.4% | 平成16年4月1日 |
| 母子家庭世帯数 | 7,606 | 0.8% | 1,110 | 0.8% | 平成17年3月31日 |
| ホームレス | 112 | 0.0% | 72 | 0.0% | 平成16年8月20日 |
| 生活保護受給者 | 9,097 | 1.0% | 666 | 0.5% | 平成17年3月31日 |

| | | | | | |
|------------|---------|---|--------|---|------------|
| 民生・児童委員定数 | 1,399 | - | 180 | - | 平成16年12月1日 |
| 町内自治会加入世帯 | 283,478 | - | 42,472 | - | 平成17年4月1日 |
| 社協会員数 | 177,204 | - | 26,573 | - | 平成17年3月31日 |
| 老人クラブ加入者数 | 16,909 | - | 2,254 | - | 平成17年4月1日 |
| 自主防災組織加入世帯 | 230,756 | - | 40,458 | - | 平成17年3月31日 |
| ボランティア登録者 | 3,232 | - | 559 | - | 平成17年6月 |